

令和3年度第1回横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議

(書面開催)

令和3年5月18日(火)

次第

議題

- 1 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」素案(案)について

資料4

【配布資料】

- 資料1-1 令和3年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料1-2 令和3年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 令和3年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進体制について
- 資料4 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」素案(案)

参考資料1 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」素案(案)の概要について

参考資料2 実態把握のための調査結果報告書

※参考資料2は以下の本市ホームページよりご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/plan/kodomoplan2016-2021.html>

※次回(令和3年度第2回計画推進会議) 令和3年8月中下旬開催予定

令和3年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議委員名簿

【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	オキノ マサミ 沖野 真砂美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
3	イケダ セイジ 池田 誠 司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ハマダ シズエ 濱田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木・さくらの木センター長)
5	イシヤマ アキコ 石山 亜紀子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜南 管理事業課長
6	マツハシ ヒデユキ 松橋 秀之	社会福祉法人のぞみの家 児童養護施設理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユザワ ナオミ 湯澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学 科 教 授
8	ワタナベ カツミ 渡辺 克 美	認定 NPO コロンブスアカデミー 理事長

【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	シマダ フミコ 島田 二三子	横浜市天王町保育園 園長
2	カワジリ トモハル 川尻 基 晴	こども青少年局 西部児童相談所 所長
3	タイコウ マリ 大幸 麻 理	森の台小学校 校長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿(R3)

	所 属 ・ 補 職	氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部長	こども青少年局副局長(総務部長)	福 嶋 誠 也
	こども青少年局青少年部長	遠 藤 寛 子
課長	こども青少年局企画調整課長	田 口 香 苗
	こども青少年局青少年育成課長	梶 原 敦
	こども青少年局青少年相談センター所長	小 栗 由 美
	こども青少年局放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
	こども青少年局こども家庭課長	奥 津 正 仁
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	村 上 和 孝
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	袋 和 美
	こども青少年局障害児福祉保健課長	及 川 修
	こども青少年局子育て支援課長	小 田 繁 治
	こども青少年局保育・教育運営課長	古 石 正 史
	政策局政策課担当課長	吉 池 玲 美
	健康福祉局企画課長	粟 屋 し ら べ
	健康福祉局生活支援課長	岩 井 一 芳
	健康福祉局福祉保健課長	新 井 隆 哲
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	佐 藤 悠 樹
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	須 山 次 郎
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	飯 田 学	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	田 邊 保
	こども青少年局企画調整課担当係長	生 野 元 康
	健康福祉局企画課企画係長	石 井 正 則
	健康福祉局福祉保健課担当係長	松 島 雄 一
	健康福祉局生活支援課自立支援担当係長	吉 澤 利 昭
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	平 戸 秀 樹

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議（分科会を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

令和 3 年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進体制について

令和 2 年度に引き続き、子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）及び庁内連絡会（関係区局による内部会議）を設置し、関係区局の連携強化、3 年度予算における重点取組の推進及び次期計画策定に向けた検討等を進めます。

（1）子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）

ア 目的

計画の推進等にあたり、以下の目的のため、平成 28 年度より設置しています。

- ① 計画の進捗状況の報告（毎年度）
- ② 計画の推進に関する意見交換
- ③ 子どもの貧困対策の取組に関する意見交換 等

イ メンバー構成

学識経験者、子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者の方、学校関係者、行政職員
（令和 3 年度 11 人）

（2）庁内連絡会

ア 目的

教育、福祉、子育て支援等の分野をまたぐ子どもの貧困対策において、関係区局の情報共有と連携強化を図り、一体となって計画を推進することを目的に開催しています。

イ メンバー構成

こども青少年局、教育委員会事務局、健康福祉局、政策局及び各区の関係課職員（課長級）

（3）計画推進会議開催時期及び主な意見交換テーマ

令和 3 年度は計画の進捗等に加え、第 2 期計画の策定や令和 3 年度の重点取組等について意見交換をさせていただきます。計画推進会議は年 4 回開催予定です。

	計画推進会議 開催時期	主な意見交換テーマ
第 1 回	5 月 17 日 (書面開催)	・「第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」素案の報告
第 2 回	8 月中下旬頃	・「第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」市民意見募集結果及び原案の報告
第 3 回	11 月頃	・令和 2 年度の振り返りについて ・令和 3 年度重点取組の進捗状況について
第 4 回	令和 4 年 2 月頃	・令和 4 年度予算について ・令和 3 年度重点取組の進捗状況について

※庁内連絡会は計画推進会議や予算編成のタイミングに合わせて開催します。

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画 素案（案）

令和3年5月

こども青少年局

茶記

目次

第1章 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について	5
1 計画策定の背景	5
(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正	5
(2) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定	6
(3) 子どもの貧困と子どもの貧困率	7
(4) 第1期計画の振り返り	9
2 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について	12
(1) 計画の趣旨	12
(2) 計画の位置づけ	12
(3) 計画の期間	12
(4) 計画の対象	12
第2章 本市の子どもの貧困の状況	13
1 子どもの貧困に関する実態把握について	13
(1) 市民アンケート（横浜市子どもの生活実態調査）	13
(2) 支援者等ヒアリング	14
2 本市の子どもの貧困に関する状況	16
(1) 家庭の経済状況	16
(2) 子どもの状況	24
(3) 保護者の状況	43
3 子どもや家庭を取り巻く課題	50
(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響	50
(2) 子どもの学力や進学機会の格差	50
(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下	51
(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭	51
(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因	52
(6) 新型コロナウイルス感染症の影響	52
第3章 本市の子どもの貧困対策	53
1 基本目標	53
2 施策展開にあたっての基本的な考え方	53
3 施策の体系	54
4 計画の進ちょく状況の把握	55

第4章 子どもの貧困対策に関する取組	56
【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進】	56
1 子どもの貧困対策の基盤について	56
2 主な取組	56
【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】	59
1 施策の方針	59
2 主な取組	59
【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】	63
1 施策の方針	63
2 主な取組	63
【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】	65
1 施策の方針	65
2 主な取組	65
【主要施策Ⅳ 】子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援	68
1 施策の方針	68
2 主な取組	68
第5章 計画の推進体制等	73
1 計画の推進体制等	73
2 様々な主体による計画の推進と人材育成	73
3 国や県などの関係機関との連携	73

第1章 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について

1 計画策定の背景

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。）の施行から5年が経過し、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号。以下「改正法」という。）が公布され、同年9月に施行されました。

【改正法の主なポイント】

- ◆ 目的の充実として、以下の事項が明記
 - ・子どもの「将来だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ・貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
- ◆ 基本理念の充実として、以下の事項が明記
 - ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ・貧困の背景にある様々な社会的要因があることを踏まえること

【改正法（一部抜粋）】

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の過程に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

(2) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成26年8月、政府は法律の規定に基づき、基本的な方針や子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、総合的な対策を推進してきました。

その後、平成30年11月、政府は「子どもの貧困対策会議」を開催し、「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取し、令和元年度内を目途に、新たな大綱の案の作成を行うことを決定しました。

有識者会議での議論の結果、令和元年8月には「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言され、大綱に基づき各種の支援が進捗し、子どもの貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された一方、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、状況は依然として厳しいこと等が指摘されました。

そして、令和元年11月には有識者会議での提言を踏まえて、改正法に基づく新たな大綱（以下「新大綱」という。）が閣議決定されました。

新大綱においては、子供の貧困に関する指標として「食料又は衣料が買えない経験」等の新たな指標が追加され、指標の改善に向けた4つの重点施策が引き続き示されています。

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

<h3>I 目的・理念</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。 ○ 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。 	
<h3>II 基本的な方針</h3>	<h3>IV 指標の改善に向けた重点施策</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援 ○ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮 ○ 地方公共団体による取組の充実 など 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <h4 style="background-color: #90EE90;">教育の支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育保の無償化の推進及び質の向上 ○ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障 ○ 高等学校等における修学継続のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援 ○ 大学等進学に対する教育機会の提供 ○ 特に配慮を要する子供への支援 ○ 教育費負担の軽減 ○ 地域における学習支援等 </div> <div style="width: 48%;"> <h4 style="background-color: #90EE90;">生活の安定に資するための支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等 ○ 保護者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の自立支援、保育等の確保 等 ○ 子供の生活支援 ○ 子供の就労支援 ○ 住宅に関する支援 ○ 児童養護施設退所者等に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援 ○ 支援体制の強化 </div> </div>
<h3>III 子供の貧困に関する指標</h3>	<h3>経済的支援</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率 ○ 高等教育の修学支援新制度の利用者数 ○ 食料又は衣服が買えない経験 ○ 子供の貧困率 ○ ひとり親世帯の貧困率 など、39の指標 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ○ 養育費の確保の推進 ○ 教育費負担の軽減
<h3>施策の推進体制等</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> <子供の貧困に関する調査研究等> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究 ○ 子供の貧困に関する指標に関する調査研究 ○ 地方公共団体による実態把握の支援 	<ul style="list-style-type: none"> <施策の推進体制等> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国における推進体制 ○ 地域における施策推進への支援 ○ 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 ○ 施策の実施状況等の検証・評価 ○ 大綱の見直し

(3) 子どもの貧困と子どもの貧困率

ア 子どもの貧困

「子どもの貧困」の定義は改正法や新大綱においても明確には示されていません。

しかし、家庭の経済的困窮その他の様々な要因により、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりする(剥奪がある)こと、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが、健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況があります。

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を実現するため、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があると考えられています。

<新型コロナウイルス感染症の影響>

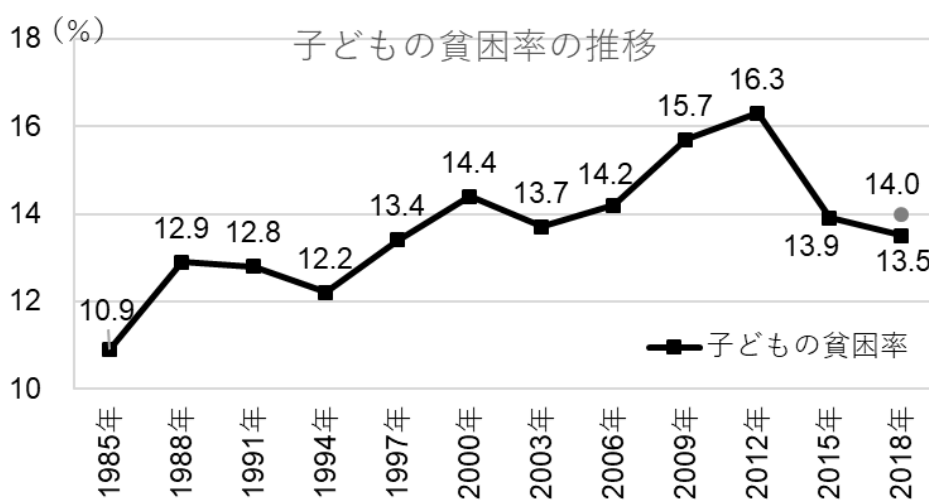
世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、我が国においても多くの人々の生活を一変させました。子育て世帯においても、外出自粛に伴う景気の悪化や企業等の業績不振に伴う失業の増大などの家庭に対する影響だけでなく、長期休校や友達と関わる機会の減少による学習や心身への影響など、子どもにも大きな影響を与えています。

また、日本や欧米諸国などの先進国 41 か国で感染症の子どもへの経済的影響を分析した、国連児童基金(ユニセフ)の報告書(令和2年2月公表)によると、少なくとも今後5年間は子どもの貧困が増加し、感染症発生以前の水準を上回ると予想されており、長期的な子どもの貧困対策の必要性が提言されています。

イ 子どもの貧困率

子どもの貧困を図る指標の1つとして、新大綱においても設定されている子どもの貧困率は、OECDの基準に基づき、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得¹が、貧困線²に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成30年度の全国の子どもの貧困率は13.5%（新基準³においては14.0%）となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。



出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

¹ 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得。

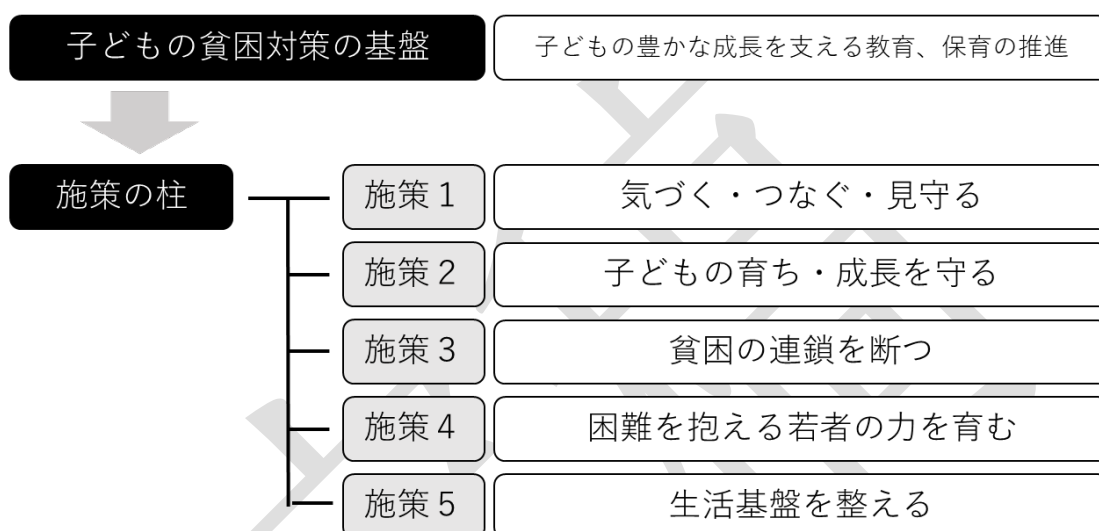
² 国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線としている。

³ 2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準（従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、送り額等を差し引いたもの）を基に算出した子どもの貧困率。

(4) 第1期計画の振り返り

第1期計画（平成28（2016）年度～令和2（2020年度））では「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を対策の基盤とし、5つの施策の柱に沿って様々な取組を進めてきました。主な取組状況は以下のとおりです。

■第1期計画の体系



【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進】

- 保育所等の受入枠の拡大を図るとともに、保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成、保育士宿舍借上げ支援事業の拡充や、幼稚園教諭等住居手当補助事業の創設など、保育者の確保に取り組みました。
- 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。
- 保育・教育の質の確保・向上に向けて、各種研修の実施、園内研修・研究の推進、本市の保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言」の策定等に取り組みました。また、「横浜版接続期カリキュラム」の改訂など、幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続の推進を図りました。
- 家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対して、学校等において学習支援を行う放課後学び場事業について、実施か所数を拡充しました。
- 人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用できるよう、校内研修の推進に力を入れました。
- はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等と連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参加の意識を育みました。

【施策1 気づく・つなぐ・見守る】

- 母子保健コーディネーターを全区に配置するなど、区役所と地域子育て支援拠点の連携による「横浜市版子育て世代包括支援センター」の機能確立に取り組みました。
- 児童虐待が多様化・深刻化する中、迅速かつ適切に支援を行うため、区役所や児童相談所の機能強化、警察や医療機関等の関係機関との連携強化を推進しました。
- 子ども食堂等の地域の取組が推進されるよう、立ち上げ等に関する補助金の交付やアドバイザーの派遣による相談支援等を実施しました。

【施策2 子どもの育ち・成長を守る】

- 放課後の安全・安心な居場所を確保するため、放課後キッズクラブの全小学校への設置や放課後児童クラブの基準適合に向けた支援策の強化を図りました。
- 青少年関連施設の運営や青少年の地域活動拠点づくり事業の実施により、多様な体験活動や交流の機会、居場所の提供に取り組みました。
- 区役所や児童相談所と連携して、支援が必要な家庭を見守る「横浜型児童家庭支援センター」について、全区設置に向け取り組みました。

【施策3 貧困の連鎖を断つ】

- 養育環境等に課題がある家庭に育つ小・中学生への生活習慣の習得及び学習支援を行う寄り添い型生活支援事業について、実施か所数を拡充しました。
- 将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を行う寄り添い型学習支援事業について、受入数を拡大しながら全区で実施しました。
- 生徒の相談にきめ細かく対応できるよう、市立定時制高校の相談ニーズに合わせ、平成29年度からスクールカウンセラーの配置人数を増やしました。
- 全ての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。

【施策4 困難を抱える若者の力を育む】

- 青少年相談センター等において、個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施、各区での若者支援セミナー・相談会の実施など、身近な地域で必要な支援につなげるための取組を進めました。
- 児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、居場所の提供のほか、支援コーディネーターによる就労や進学等の生活全般にわたる情報提供等の相談支援を行いました。

【施策5 生活基盤を整える】

- 令和元年11月支給分から、児童扶養手当の支給回数を年3回から年6回に変更しました。
- ひとり親家庭の総合的な支援窓口である「ひとり親サポートよこはま」を通じて、就労相談やひとり親家庭同士の交流、養育費セミナーなど、様々な支援に取り組みました。

第1期計画の目標値の振り返り

- 第1期計画においては、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとして、子どもの成長段階等に応じた目標値を設定しています。
- 前述の様々な取組を進めてきた結果として、多くの目標が計画策定時より改善しています。
- 子どもや家庭を取り巻く状況が日々変化している中、現在の本市の子どもの貧困実態を把握し、第2期計画に基づき、引き続き対策を強化していく必要があります。

R2 実績に確認中

対象	目標	計画策定時	直近の実績	目標値 (令和2年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	96.8% (R元年度)	95.7% (※1)以上
未就学期	保育所等待機児童数	8人 (27年4月)	16人 (3年4月)	0人 (※1)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26年度)	81.7% (R2年度)	78.6% (※1)以上
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	小:74.2% (26年度)	小:80.0% (R元年度)	小:75.0% (※2)以上
		中:64.2% (26年度)	中:70.5% (R元年度)	中:65.0% (※2)以上
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)	67.1% (R元年度)	75.0% (※2)以上
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	1,055人 (R元年度)	1,200人
高校生	市立高等学校における就学継続率(※3)	93.1% (26年度)	93.5% (R元年度)	95.0%以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(※4)	97.9% (26年度)	96.1% (R元年度)	99.0%以上
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,198人 (R元年度)	1,500人 (※1)以上
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人 (26年度)	2,290人 (26年度～6か年累計) R元年度:337人	1,900人 (※1)以上 (26年度～7か年累計)

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値(平成31年度) ※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値(平成30年度)
 ※3 卒業者を入学者数で割った値 ※4 進路決定者数を卒業者数で割った値

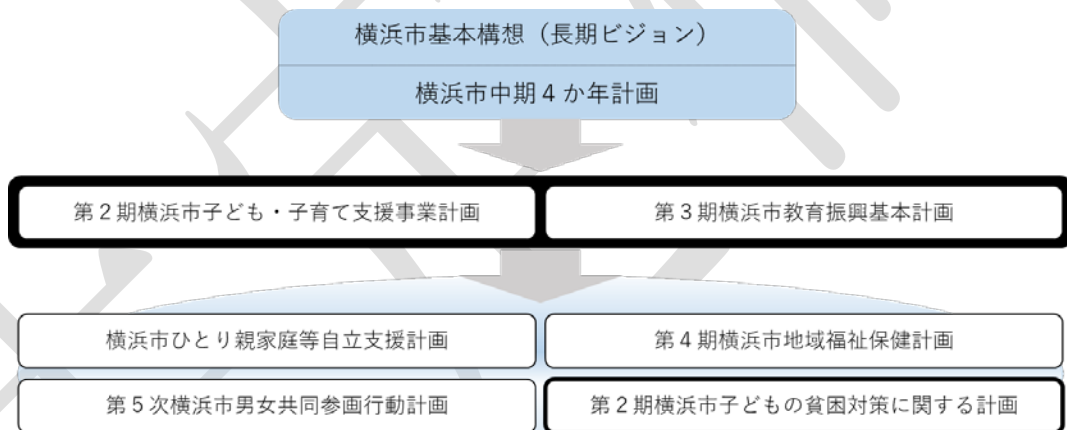
2 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について

(1) 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画 2018-2021」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。



(3) 計画の期間

5年間：2021（令和3）年度から2026（令和7）年度

(4) 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

第2章 本市の子どもの貧困の状況

1 子どもの貧困に関する実態把握について

(1) 市民アンケート（横浜市子どもの生活実態調査）

ア 目的

子どもや家庭の生活実態に関する基礎的なデータを収集することにより、現に困窮状態にある、または困難を抱えやすい状況にある子どもや家庭の実態を多面的に把握し、今後5か年で取り組む施策の検討や課題の分析等に活用することを目的に実施しました。

イ 調査対象

- (ア) 市内在住の 5歳児の保護者 4,000人
- (イ) 市内在住の 小学5年生の子ども及びその保護者 各4,000人
- (ウ) 市内在住の 中学2年生の子ども及びその保護者 各4,000人

ウ 調査方法

調査対象のお子さんのいる世帯を無作為で抽出し、アンケート調査票を郵送で配布し、同封の返信用封筒にて返送いただきました。

なお、小学5年生及び中学2年生の子どものいる世帯については、子どもと保護者それぞれに回答していただくため、2種類の調査票を送付しています。

エ 調査内容

「家庭の経済状況」「社会的排除・剥奪の状況」「保護者の就労状況」「健康状態」「子どもの学習・進学に関する環境」「子どもの生活環境」「必要としている支援」「新型コロナウイルス感染症の拡大による子どもや家庭への影響」など

オ 調査期間

令和2年12月17日から令和3年1月8日

カ 調査票配布・有効回答数（率）

種類	配付数	有効回答数	有効回答率
5歳児の保護者	4,000	2,608	65.2%
小学5年生	4,000	2,214	55.4%
小学5年生の保護者	4,000	2,278	57.0%
中学2年生	4,000	2,006	50.2%
中学2年生の保護者	4,000	2,091	52.3%
計	20,000	11,197	56.0%

(2) 支援者等ヒアリング

ア 目的

日頃から多くの子どもや家庭に関わっている、区役所や学校、施設、NPO 法人等の方々に対するヒアリングにより、数字には表れにくい子どもや家庭の状況、必要な支援等を把握することを目的に実施しました。

イ ヒアリング対象

	分類	ヒアリング先	実施日
1	区役所	泉区こども家庭支援課	R 3.1.25
2		保土ヶ谷区生活支援課	R 3.1.19
3	児童相談所	中央児童相談所	R 3.1.7
4	児童家庭支援センター	横浜型児童家庭支援センターむつみの木	R 3.1.20
5	母子生活支援施設	睦母子生活支援施設	R 3.1.20
6	乳児院	久良岐乳児院	R 3.1.13
7	児童養護施設	旭児童ホーム	R 3.1.15
8	ファミリーホーム	バングファミリーホーム	R 3.1.26
9	里親	こどもみらい横浜（横浜の里親会）	R 3.1.27
10	ひとり親支援	母子家庭等就業・自立支援センター	R 2.12.24
11	寄り添い型生活支援事業	瀬谷区寄り添い型生活支援事業受託法人 （特定非営利活動法人ワーカーズわくわく）	R 3.1.25
12	寄り添い型学習支援事業	保土ヶ谷区寄り添い型学習支援事業受託法人 （特定非営利活動法人リロード）	R 3.1.19
13	地域子育て支援拠点	各区地域子育て支援拠点	R 2.12.17
14	横浜子育てパートナー	各区横浜子育てパートナー	R 2.12.22
15	保育所	市立保育所	R 2.12.16
16	小学校	四季の森小学校	R 3.1.13
17	中学校	上白根中学校	R 2.12.22
18	スクールカウンセラー		
19	スクールソーシャルワーカー	西部学校教育事務所	R 3.1.22
20		教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	R 3.1.21
21	高校	市立横浜総合高等学校	R 2.12.21
22	放課後キッズクラブ	瀬谷区放課後キッズクラブ	R 3.1.12
23	放課後学び場事業	市立中学校 学校・地域コーディネーター	R 2.12.8
24	困難を抱える子ども・若者支援	青少年相談センター	R 2.12.21
25		地域コースプラザ	
26		よこはま若者サポートステーション	
27	社会福祉協議会	各区社会福祉協議会	R 2.12.22
28	主任児童委員	各区主任児童委員	R 2.12.8
29	地域における子どもの居場所	保土ヶ谷区内の子どもの居場所活動団体	R 3.1.15
30	プレイパーク	綱ヶ崎公園プレイパーク	R 3.1.19
31	青少年の地域活動拠点	都筑区・栄区青少年の地域活動拠点	R 3.1.28
32	国際交流ラウンジ	各区国際交流ラウンジ	R 2.12.9
33	日本語支援拠点施設	鶴見ひまわり	R 3.1.22

※上記のほか、区こども家庭支援課の母子保健事業担当者会議や、社会福祉職担当者会議等においてもヒアリングを実施しています。

ウ ヒアリング内容

「気になる子どもや家庭への気づきのきっかけ」「子どもや家庭の様子・抱えている課題」「制度や関係団体との連携等に関する課題」「支援や取組上の工夫・在り方」「新型コロナウイルス感染症の影響」など

【参考1】所得区分の定義について

本調査に示す3つの所得区分は、2019年の国民生活基礎調査を参考にしながら、本調査独自の区分として設定しました。

所得区分1：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線を下回る世帯

所得区分2：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線以上、中央値以下の世帯

所得区分3：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の中央値を上回る世帯

世帯員人数	所得区分1	所得区分2	所得区分3
2人	175万円未満	175～345万円未満	345万円以上
3人	210万円未満	210～420万円未満	420万円以上
4人	245万円未満	245～485万円未満	485万円以上
5人	275万円未満	275～545万円未満	545万円以上
6人	300万円未満	300～600万円未満	600万円以上
7人	325万円未満	325～645万円未満	645万円以上
8人	345万円未満	345～695万円未満	695万円以上
9人	365万円未満	365～735万円未満	735万円以上

【参考2】調査結果の表示方法について

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で表示しています。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがあります。
- ひとり親世帯は本調査でひとり親世帯に「該当する」と回答した世帯の集合となり、死別、離別、未婚、別居を含みます。また、法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合は「ひとり親世帯」に含みません。
- ふたり親世帯等：「ひとり親世帯」に「該当しない」と回答した世帯の集合となります。

2 本市の子どもの貧困に関する状況

(1) 家庭の経済状況

ア 国の「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合について

市民アンケートから得られたデータを用いて、国が相対的貧困率を算出する際の基準としている国民生活基礎調査に基づく等価可処分所得額の中央値の半分、いわゆる貧困線を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合をアンケートの対象学年別に算出しました。

その結果、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は、5歳児が6.1%、小学5年生が7.8%、中学2年生が6.9%となっています。

また、「子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合」は5歳児、小学5年生、中学2年生がいる世帯ではそれぞれ、38.6%、39.2%、28.2%となっており、ひとり親世帯の状況は、依然として厳しい水準になっています。

指標	本調査		【参考】 平成27年度横浜市 市民アンケート調査	
	(2019年所得)		(2014年所得)	
世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	5歳児	6.1%	0～24歳 未満の子ども	7.7%
	小学5年生	7.8%		
	中学2年生	6.9%		
子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5歳児	38.6%	45.6%	
	小学5年生	39.2%		
	中学2年生	28.2%		

【留意点】

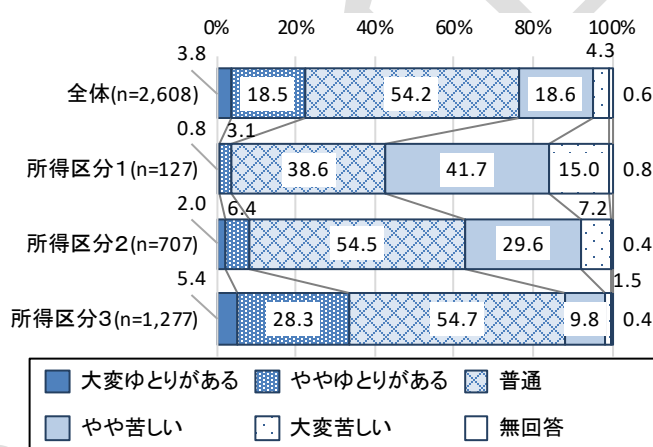
- 第1期計画策定にあたり、平成27年度に実施した市民アンケート調査は、0歳～24歳未満の子どものいる世帯の保護者を対象としており、本調査とは対象が異なるため、単純には比較できません。
- 「世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合は、国において「相対的貧困率」を算出する際の基準としている、国民生活基礎調査に基づく可処分所得額を用いて算出したものであり、本市の中での世帯所得の額・分布を基に新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではありません。

イ 暮らし向きに関する認識

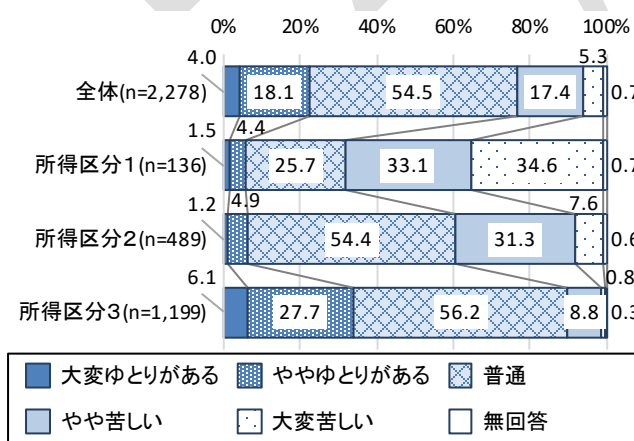
- 市民アンケート調査では、現在の暮らしの状況について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の20%強が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の56.7%、小学5年生の保護者の67.7%、中学2年生の保護者の67.2%が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 1 現在の暮らし向きの状況

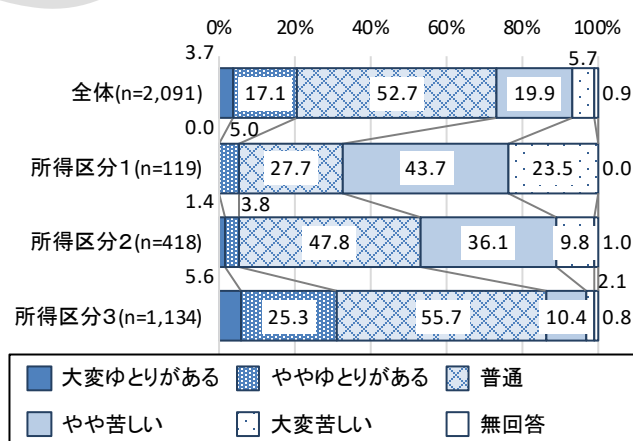
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】

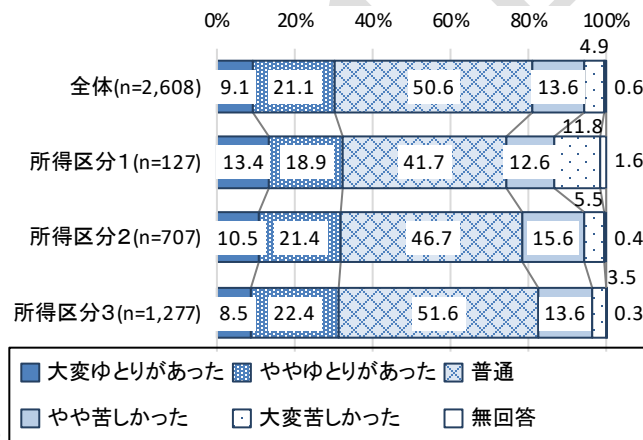


ウ 保護者が子どもの頃の暮らし向き

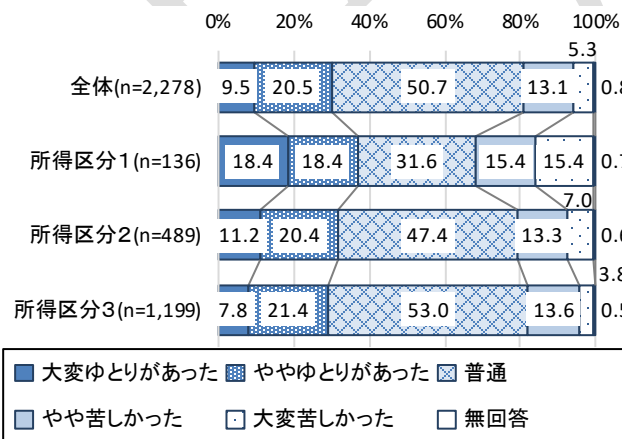
- 市民アンケート調査では、保護者が15歳の頃の暮らし向きについて、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の約5%が「大変苦しかった」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の11.8%、小学5年生の保護者の15.4%、中学2年生の保護者の8.4%が「大変苦しかった」と回答しており、全体と比べて高くなっており、いわゆる「貧困の連鎖」を確認することができます。

図表 2 保護者が子どもの頃の暮らし向きの状況

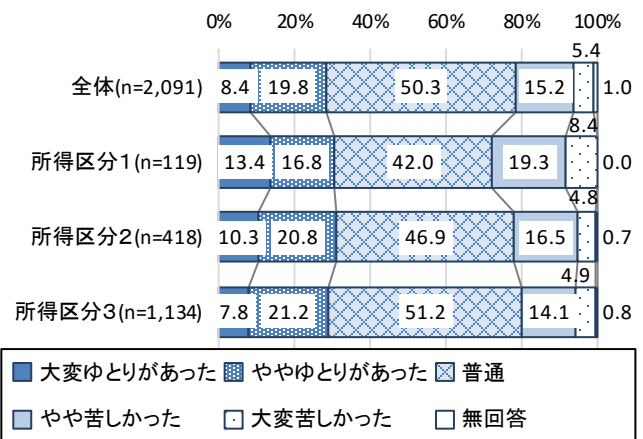
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



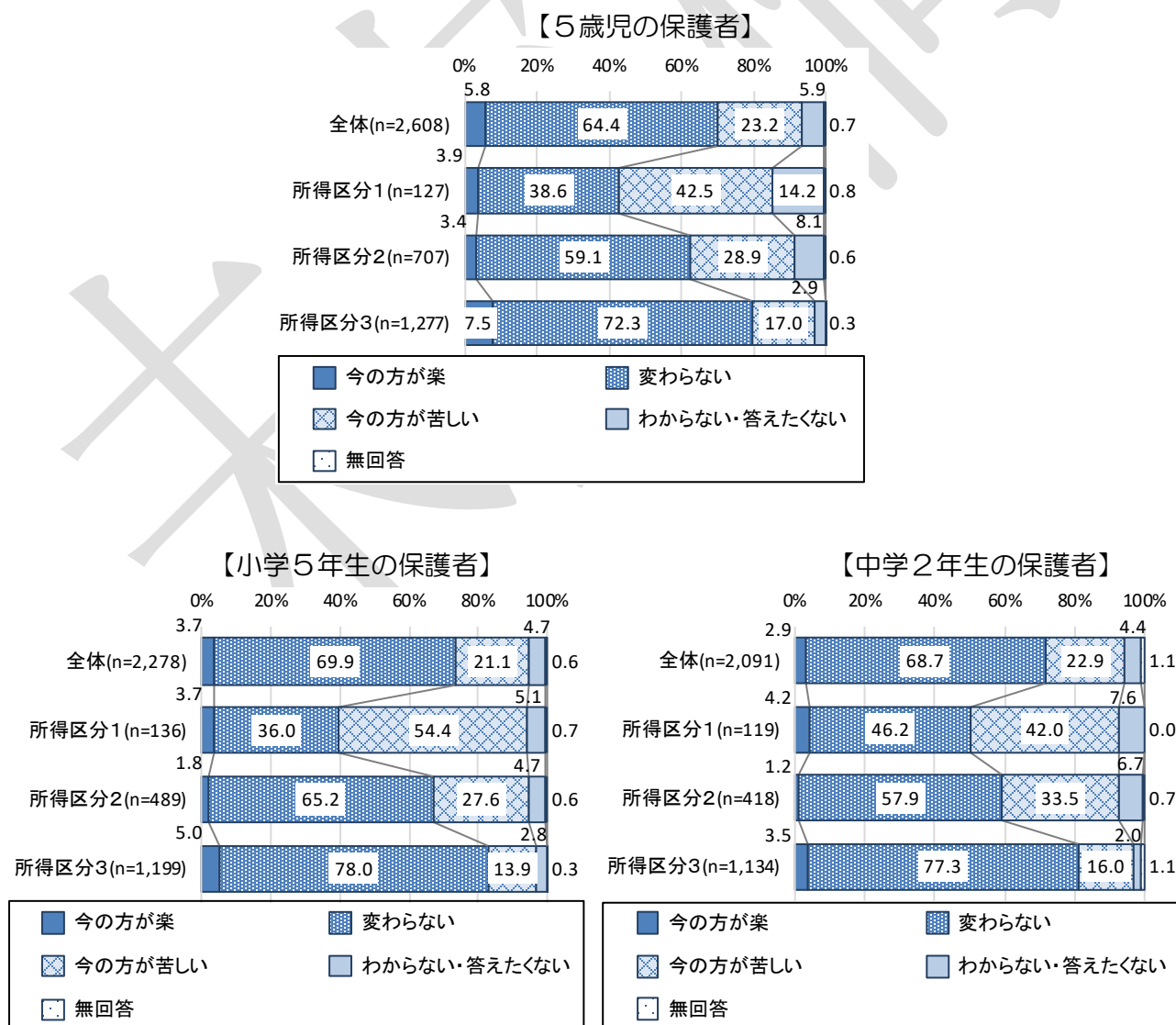
【中学2年生の保護者】



エ 新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし向きへの影響

- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響による失職や、特にパートタイム等の非正規雇用で働く方の勤務時間や勤務日数の減少に伴う収入の減少により、困難を抱えている子育て世帯が増えていることが指摘されています。
- 市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年1月頃と比べた現在の暮らしの状況について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の20%強が「今の方が苦しい」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の42.5%、小学5年生の保護者の54.4%、中学2年生の保護者の42.0%が「今の方が苦しい」と回答しており、経済的基盤が弱い世帯ほど大きな影響を受けていることが確認できます。

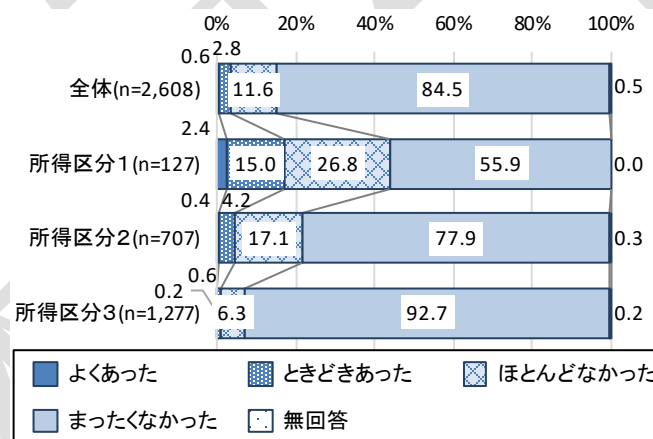
図表 3 新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし向きへの影響



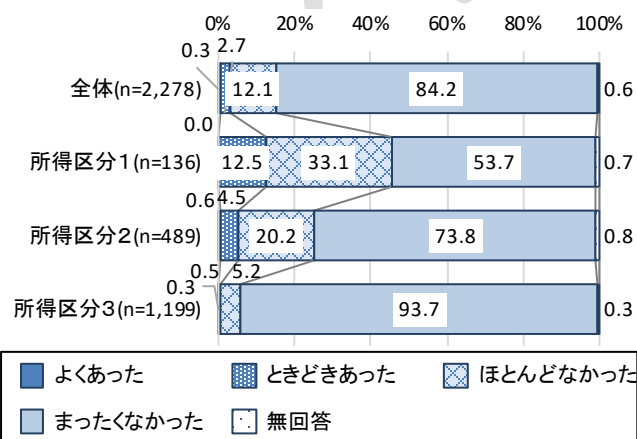
オ 「物質的剥奪」の状況（必要な食料や衣料が買えなかった経験）

- 市民アンケート調査では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えなかった経験について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の3～4%が「よくあった」「ときどきあった」と回答していますが、所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の17.4%、小学5年生の保護者の12.5%、中学2年生の保護者の22.7%が「よくあった」「ときどきあった」と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- また、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする衣料が買えなかった経験について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の5～6%が「よくあった」「ときどきあった」と回答していますが、所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の24.4%、小学5年生の保護者の23.6%、中学2年生の保護者の31.9%が「よくあった」「ときどきあった」と回答しており、こちらも全体と比べて厳しい状況が確認できます。

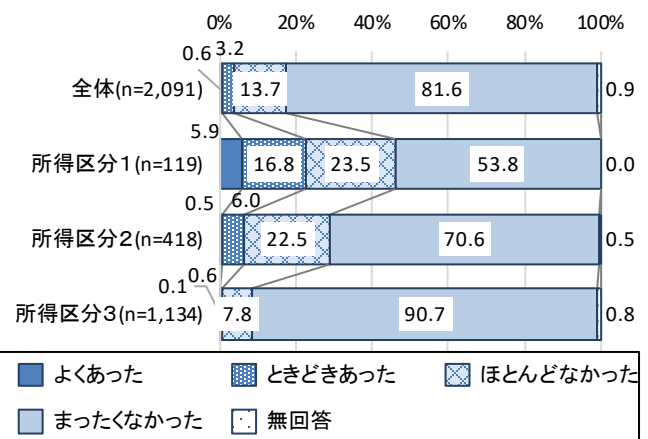
図表 4 過去1年間にお金が足りなくて必要とする食料が買えなかった経験
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】

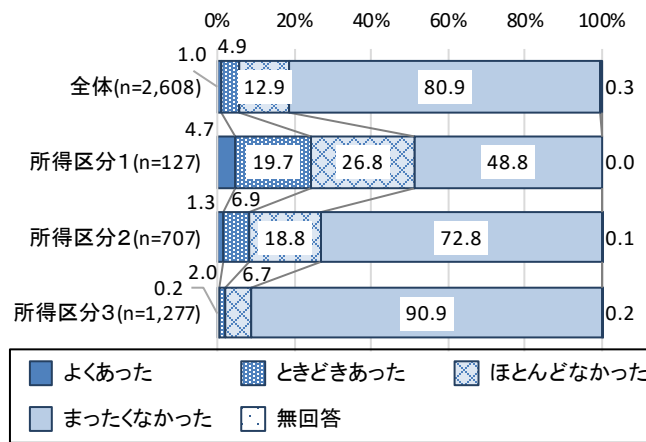


【中学2年生の保護者】

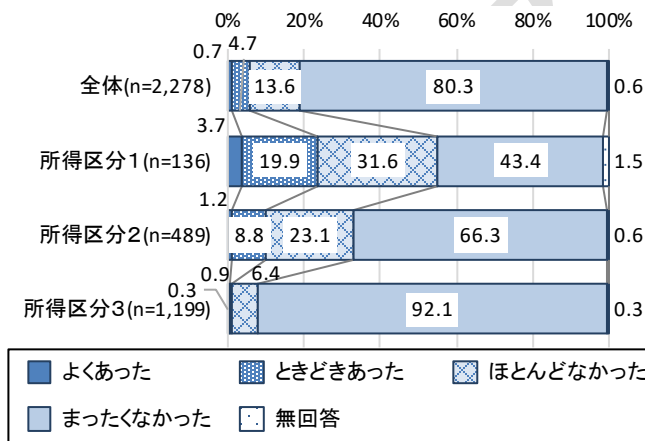


図表 5 過去1年間にお金が足りなくて必要とする衣料が買えなかった経験

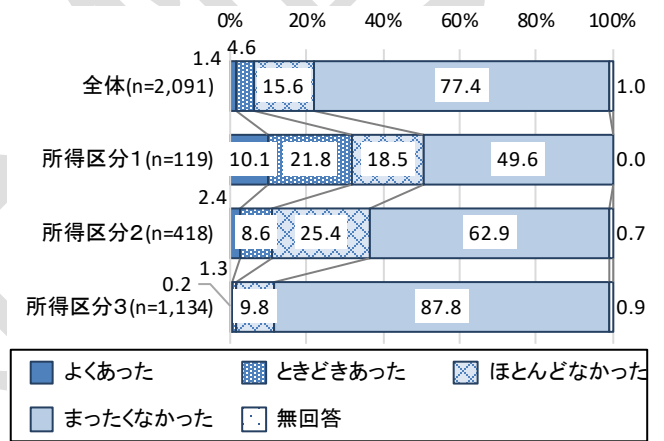
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



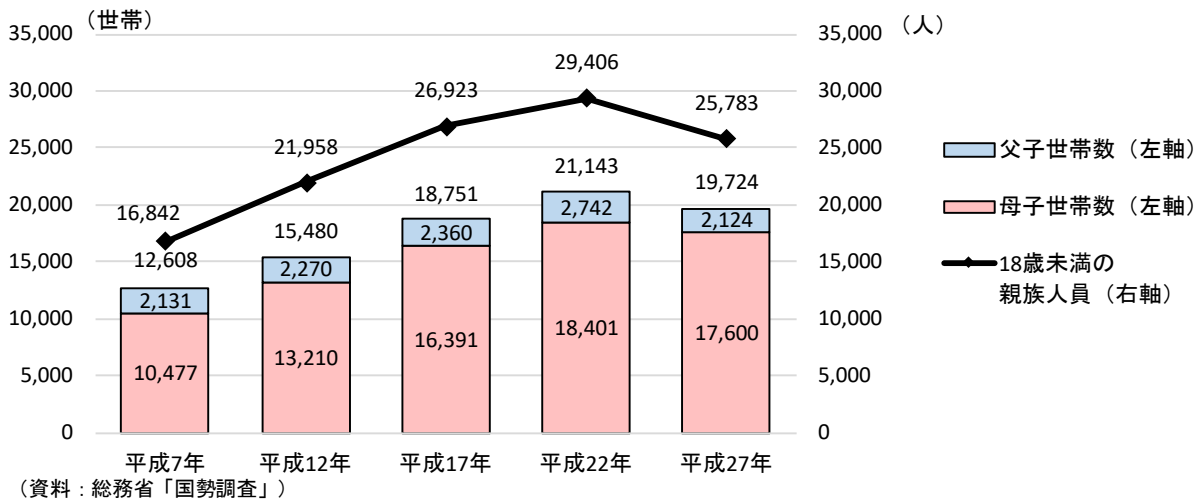
【中学2年生の保護者】



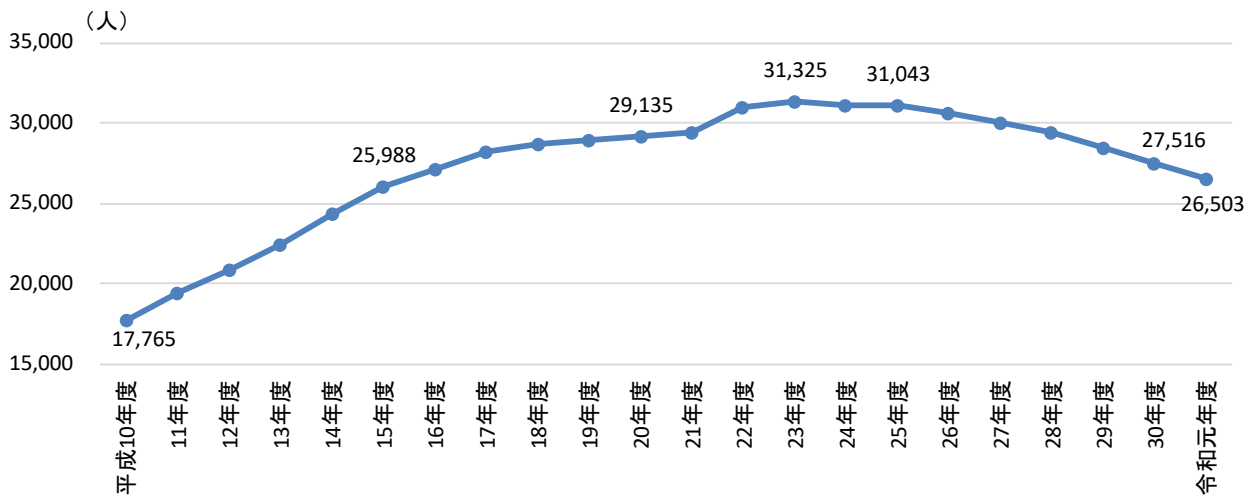
カ ひとり親家庭の状況

- 国勢調査によると、ひとり親と18歳未満の子どものみで構成される母子・父子世帯数は、平成27年までの20年間で、12,608世帯から19,724世帯となり約1.6倍に増加しています。
- また、本市で児童扶養手当を受給する子どもの数は、令和元年度時点で26,503人となり、18歳以下の子どもに占める割合は約4.5%となっています。

図表 6 母子・父子世帯数の推移（ひとり親と子のみの世帯）



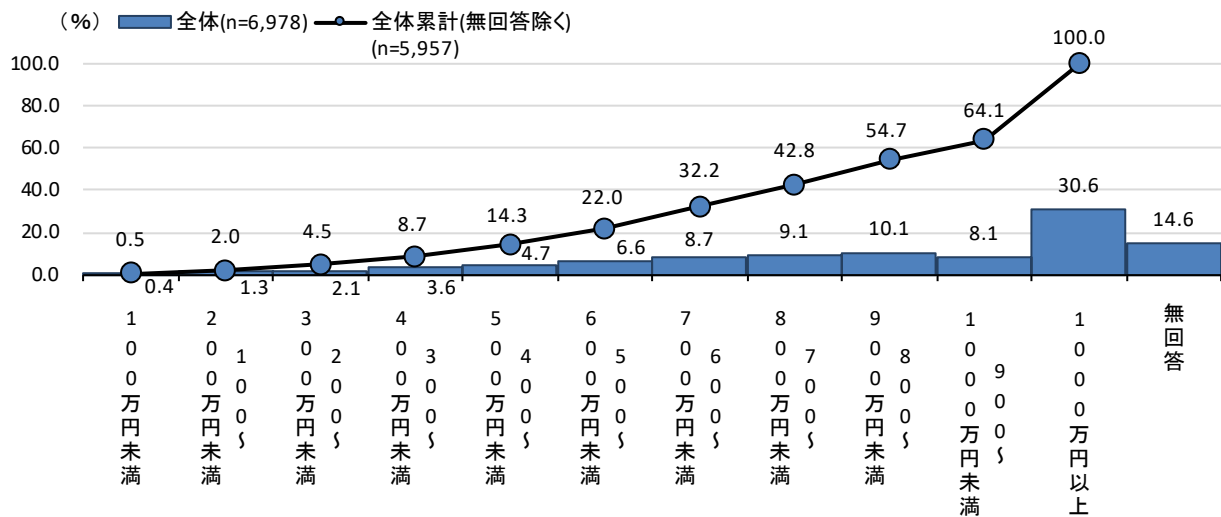
図表 7 児童扶養手当の支給対象児童数の推移



- 支援者等ヒアリングでは、経済的に困難を抱える子どもの背景の一つに、ひとり親世帯であることが多く指摘されており、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っている状況においては、不安定な就労をせざるを得ない世帯も多く、生活困窮に陥るリスクが高くなっています。
- 市民アンケート調査では、ひとり親世帯の年間収入について、400万円未満（「100万円未満」「100～200万円未満」「200～300万円未満」「300～400万円未満」の合計）の回答割合（無回答を除く）が60.0%となっており、世帯全体の8.7%と比べて、非常に高くなっています。

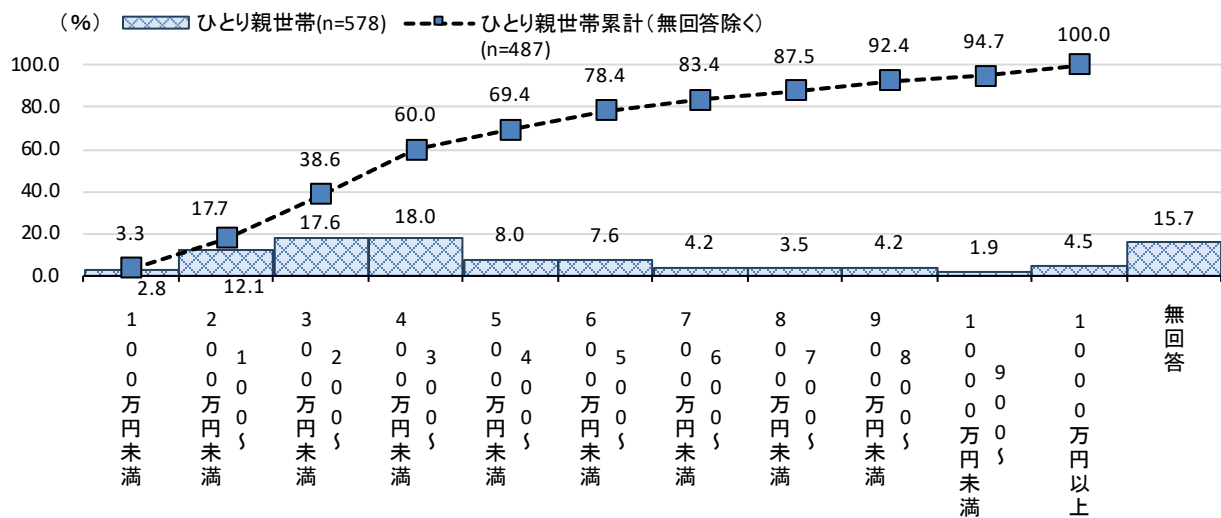
図表 8 世帯の年間収入（世帯全体）

【5歳児、小学5年生、中学2年生の保護者】



図表 9 世帯の年間収入（ひとり親世帯）

【5歳児、小学5年生、中学2年生の保護者】



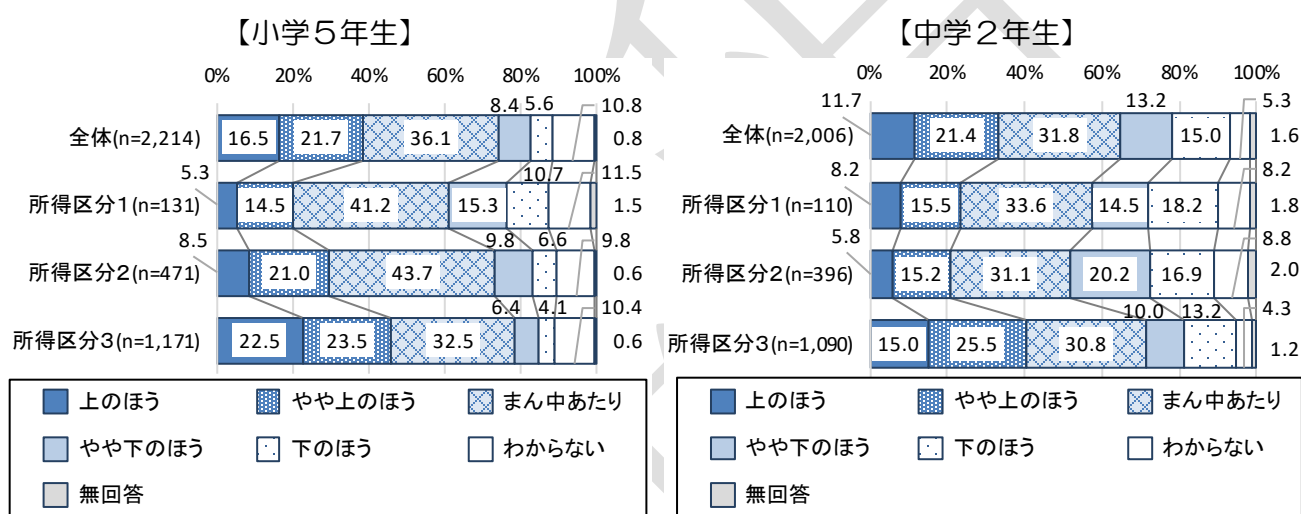
(2) 子どもの状況

ア 学習や進学等に関すること

①学校の成績等

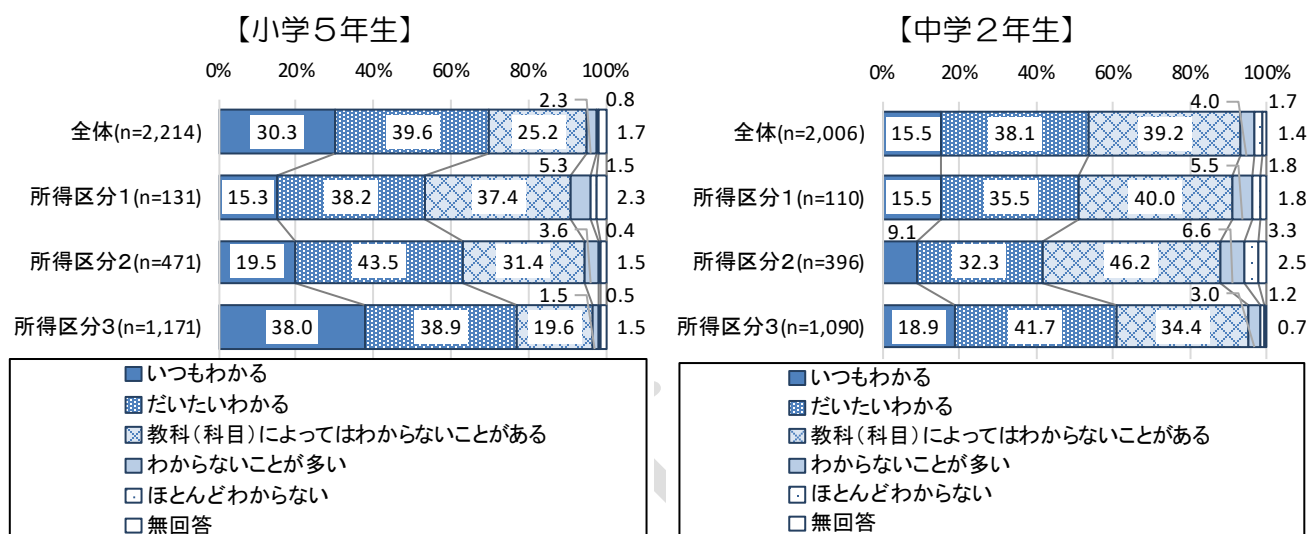
- 市民アンケート調査では、クラスの中での成績の状況について、小学5年生の14.0%、中学2年生28.2%が「やや下のほう」「下のほう」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の26.0%、中学2年生の32.7%が「やや下のほう」「下のほう」と回答しており、経済的基盤が弱い世帯ほど成績の分布が下のほうに偏っている傾向が確認できます。

図表 10 クラスの中での成績



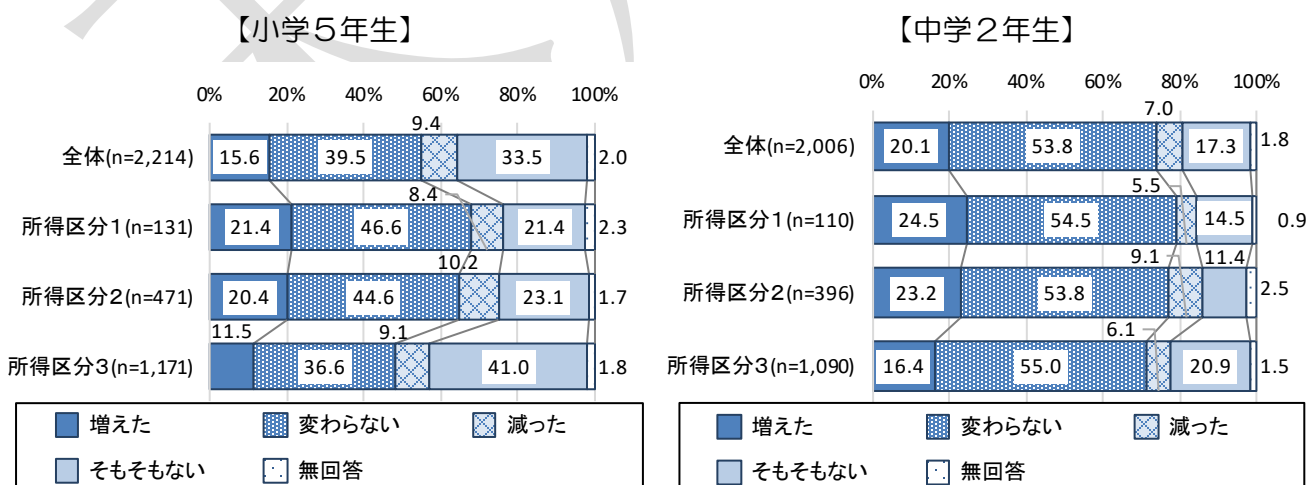
- 学校の授業がわからないことについては、小学5年生の3.1%、中学2年生5.7%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯の小学5年生の6.8%、中学2年生の7.3%、所得区分2に該当する世帯の中学2年生の9.9%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しています。
- 支援者等ヒアリングでは、自分の部屋・勉強机を持つ子どもがいる一方で、経済的な理由等から、自分の部屋・勉強机を持たず、また、塾にも通えないなど、学習環境に差があることが指摘されています。
- また、保護者が忙しいひとり親家庭などでは、子どもの学習を家庭でサポートしてもらうことが困難であるといった状況も聞かれました。
- さらに、精神疾患を抱えている保護者や、小さい兄弟の面倒を見ている等の理由により、学校になかなか来られず、授業についていけなくなってしまう子どもがいることも指摘されています。

図表 11 学校の授業がわからないこと



○ 市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の影響も見られました。新型コロナウイルス感染症の影響で、学校が休みになる前（令和2年2月以前）と比べて、学校の授業がわからないと感じることが増えたかどうかについて、小学5年生の15.6%、中学2年生の20.1%が「増えた」と回答しています。経済的基盤が弱い世帯ほど大きく影響を受けている傾向はありますが、世帯の所得に限らず、子どもへの影響の大きさが確認できます。

図表 12 学校の授業がわからないと感じること
(新型コロナウイルス感染症の影響)

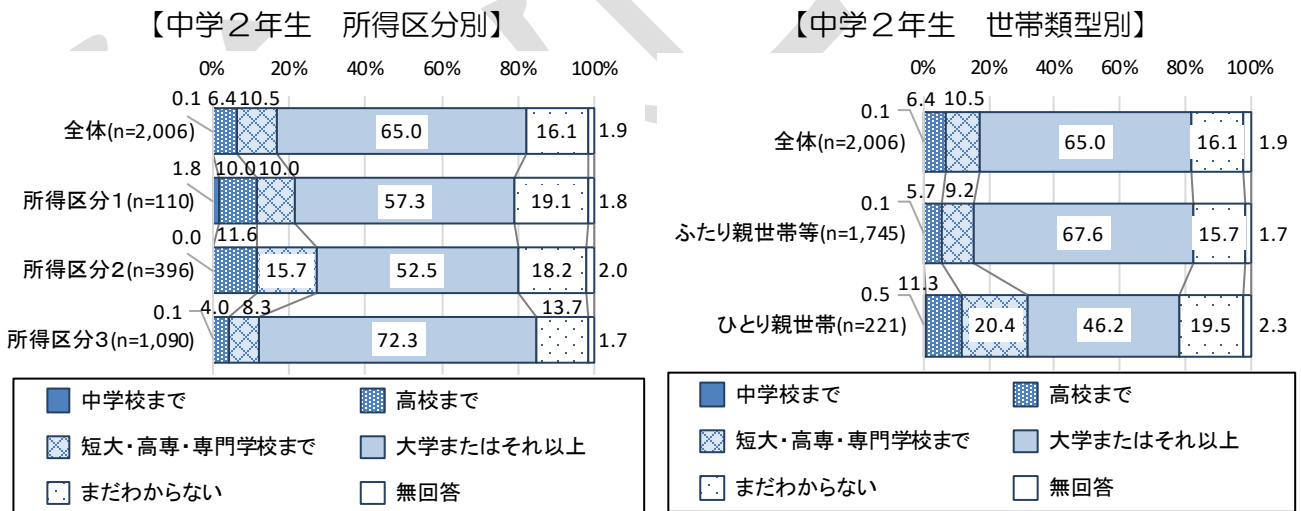


- また、市民アンケート調査において、悩んでいることや心配なこと等について尋ねた問（以下、自由記述欄という。）では、「学校の授業についていけない」「成績が伸び悩んでいる」といったものや、「スマートフォンの使用をやめられず勉強に集中できない」「感染症の影響でオンライン学習が進み、勉強についていけるか不安」といった、勉強や成績に関する声が多く見られました。

② 子どもの進学

- 支援者ヒアリングでは、特に複合的な困難を抱える世帯等においては、生活習慣の乱れ等により、登園や通学ができない、学習習慣が整わない、学習意欲が欠如しやすいとの指摘がされています。
- また、保護者が多忙で進路についての相談ができないケースや、子どもの近くにロールモデルとなる保護者以外の大人が不在であり、高校や大学への進学や進学後の具体的なイメージを持つことが難しい場合があることや、家庭の経済状況等から高校卒業後に進学を希望していても就職を選ばざるをえない場合があることも聞かれました。
- 市民アンケート調査では、子どもの進学の希望について、中学2年生の65.0%が「大学またはそれ以上」と回答している一方、所得区分1、所得区分2に該当する世帯の子どもではそれぞれ57.3%、52.5%となっており、全体と比べて低くなっています。また、世帯の類型別にみると、ひとり親世帯に該当する中学2年生では、「大学またはそれ以上」の回答割合が46.2%となっており、ひとり親世帯の子どもの大学進学等の希望が特に低くなっていることが確認できます。

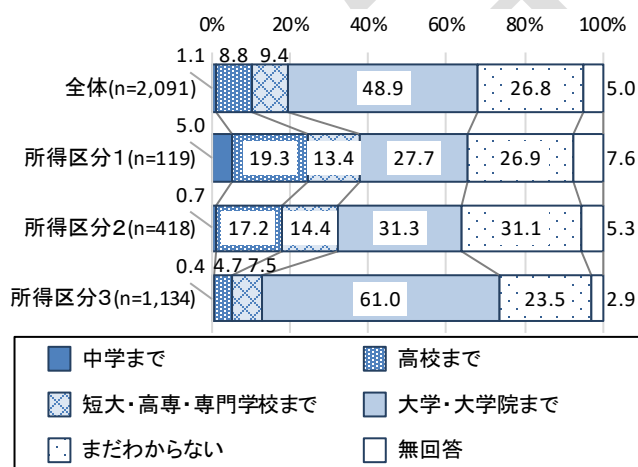
図表 13 子どもの進学希望



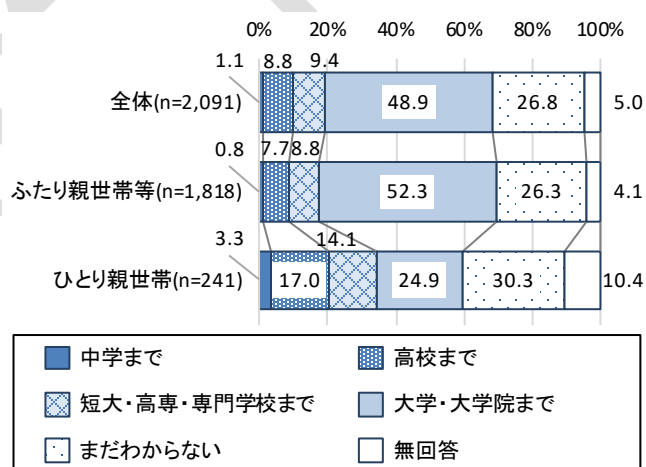
- 子どもの進学費用や教育費について不安に感じている保護者が多いことや、進学に係る経済的負担等から保護者の進路に関する考えと、子どもの考えに違いが生じている場合があることも支援者ヒアリングでは指摘されています。
- 市民アンケート調査では、保護者が考える子どもの現実的な進学先について、所得区分1、所得区分2に該当する世帯の中学2年生の保護者では、「大学・大学院まで」と回答した割合が、それぞれ27.7%、31.3%となっており、前述の所得区分1、所得区分2に該当する世帯の子どもの「大学またはそれ以上」への進学希望の割合(それぞれ57.3%、52.5%)との差が生じています。
- また、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する中学2年生の保護者では、「大学・大学院まで」と回答した割合は24.9%となっており、こちらも前述のひとり親世帯の子どもの「大学またはそれ以上」への進学希望の割合(46.2%)と差が生じています。

図表 14 子どもの現実的な進学先

【中学2年生の保護者 所得区分別】



【中学2年生の保護者 世帯類型別】



イ ふだんの生活に関すること

① 食生活

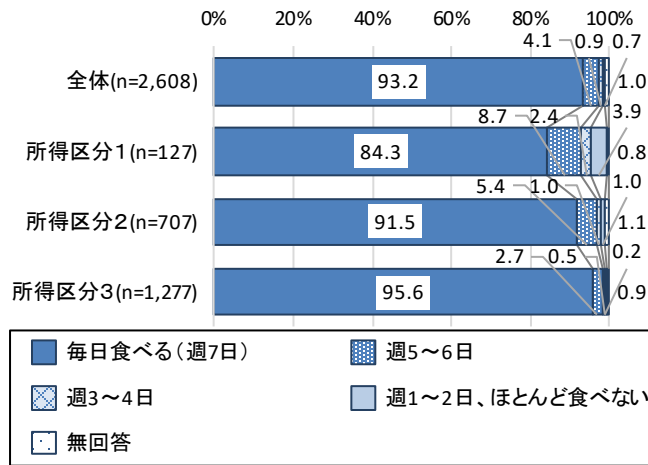
- 支援者等ヒアリングでは、特に経済的に困難を抱える世帯等においては、家庭環境が整っておらず、生活リズムが乱れており、朝食や夕食を食べていない子どもがいることや、保護者のネグレクトや金銭管理が計画的にできていないこと等により、十分な食事が与えられていない子どもがいることが指摘されています。
- また、特にひとり親家庭等においては、保護者が仕事から帰ってくる時間が遅く、子どもの食事に手が回らなかったり、子どもが渡されたお金で適当な物を買って食べていたりするといったことが聞かれました。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の収入が減少したことで、食費を抑え、食事を十分にとれなかった子どもや、学校へ行かないことで昼夜が逆転し、生活リズムが崩れる子どもがいたことが聞かれました。
- 市民アンケート調査では、朝食をとる頻度について、5歳児の保護者の93.2%、小学5年生の90.6%、中学2年生の83.5%が「毎日食べる（週7日）」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の84.3%、小学5年生の78.6%、中学2年生の76.4%が「毎日食べる（週7日）」と回答しており、全体と比べて低くなっています。

② 就寝時間

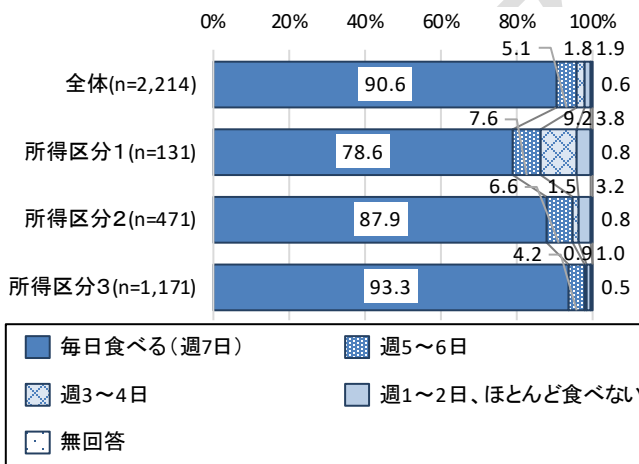
- 市民アンケート調査では、ふだんの平日、ほぼ同じ時間に寝ているかについて、小学5年生の41.2%、中学2年生39.3%が「そうである」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の32.1%、中学2年生の34.5%、所得区分2に該当する世帯では中学生の32.3%が「そうである」と回答しており、全体と比べて低くなっています。

図表 15 子どもの朝食をとる頻度（所得区分別）

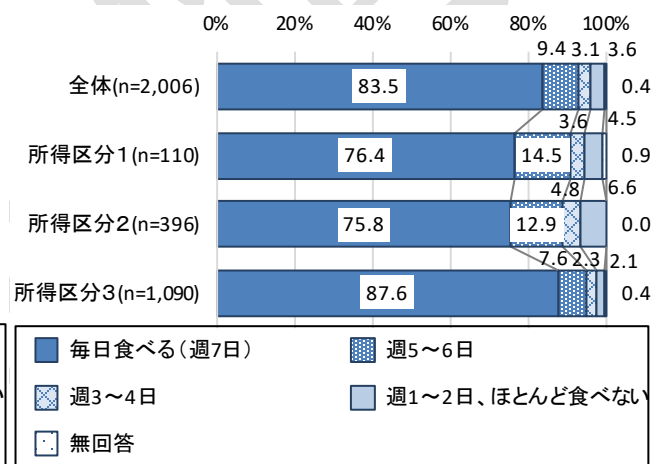
【5歳児の保護者 世帯類型別】



【小学5年生 所得区分別】

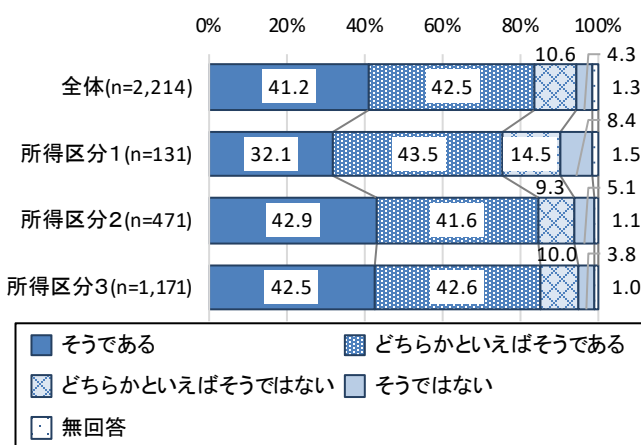


【中学2年生 所得区分別】

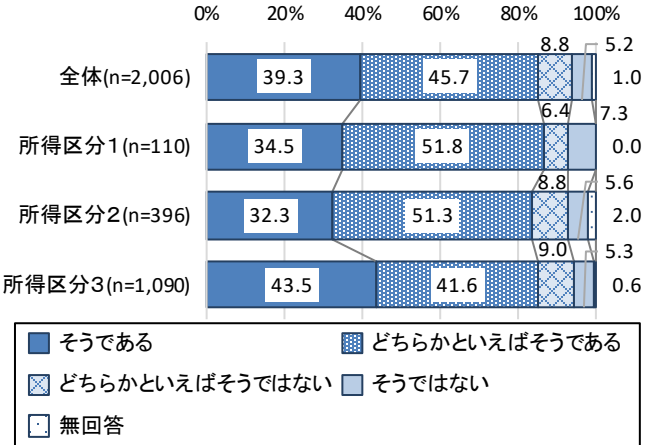


図表 16 平日にほぼ同じ時間に寝ているか

【小学5年生 所得区分別】



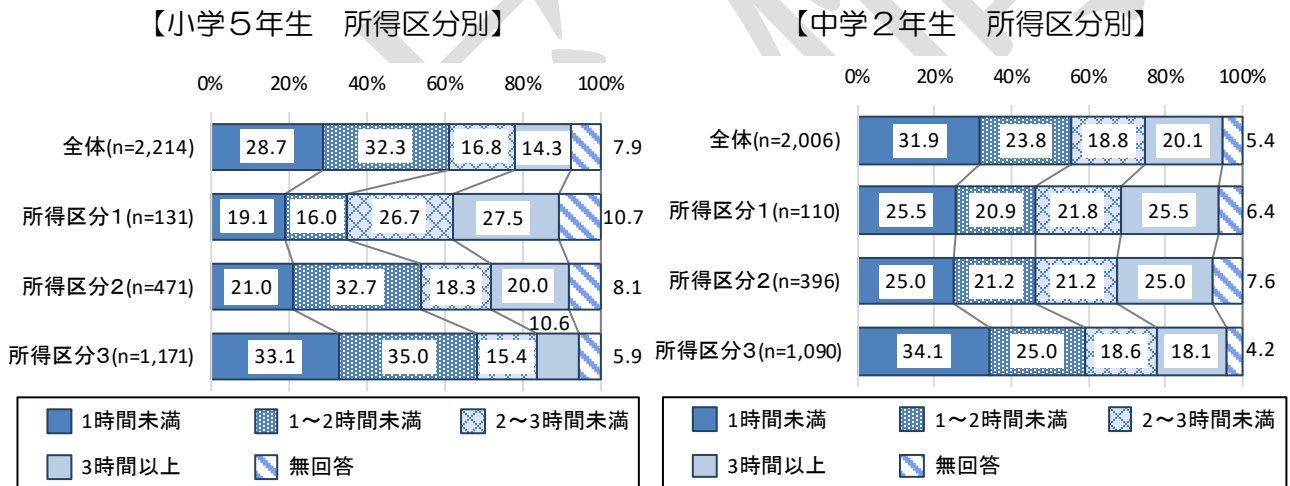
【中学2年生 所得区分別】



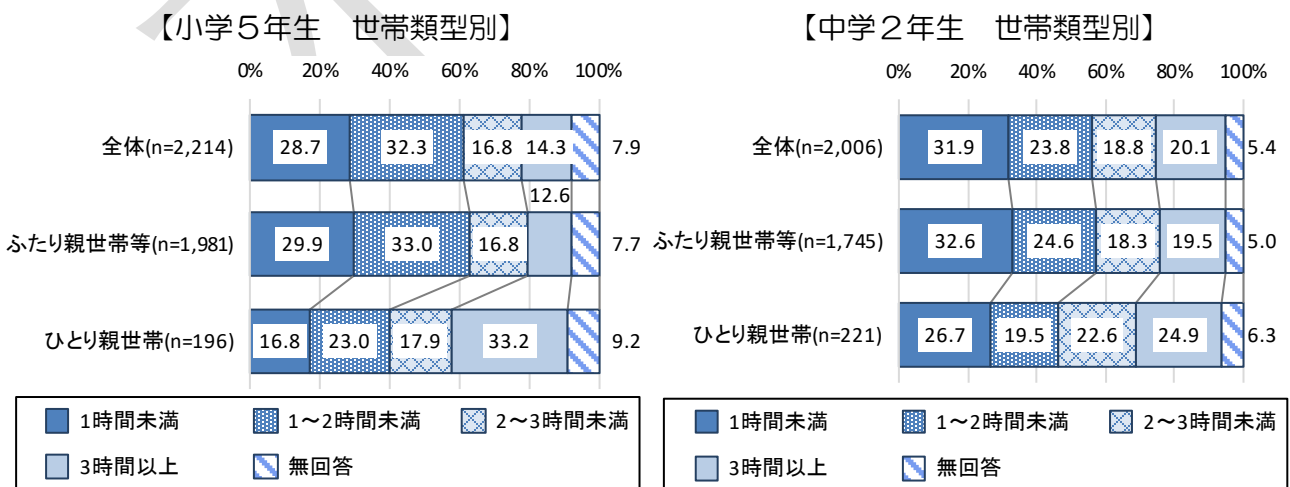
③ 平日にゲーム機で遊ぶ時間

- 市民アンケート調査では、平日にゲーム機（パソコン・スマホ・タブレット等を用いたゲームをふくむ）で遊ぶ1日あたりの平均時間について、2時間以上（「2～3時間未満」「3時間以上」の合計）と回答した割合が、小学5年生では31.1%、中学2年生では38.9%となっています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の54.2%、中学2年生の47.3%、また、ひとり親世帯に該当する小学5年生の51.1%、中学2年生の47.5%が2時間以上と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- また、子どもの自由記述欄では、「学校の勉強よりもゲームのことを考えてしまう」「ゲームの時間がとれない」「自分がゲーム中毒であるかもしれない」といった声も見られました。

図表 17 平日にゲーム機で遊ぶ時間（所得区分別）



図表 18 平日にゲーム機で遊ぶ時間（世帯類型別）

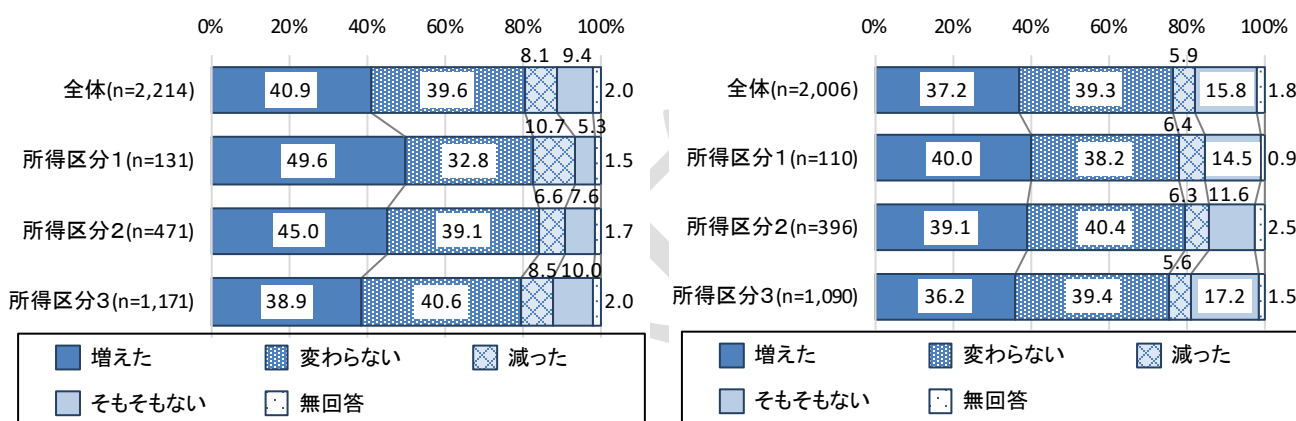


- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅の時間が増えたことにより、オンラインゲーム等を早朝までやり続けてしまう子どもがいることや、言葉遣いが汚くなるといった悪影響があることが指摘されています。
- また、スマートフォンに依存したり、子どもが精神的に不安定になり暴れるといったケースが増えていることも聞かれました。
- 市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染症の影響が見られています。学校が休みになる前（令和2年2月以前）と現在を比べて、ゲームをする時間が増えたかどうかについて、小学5年生の40.9%、中学2年生の37.2%が「増えた」と回答しています。また、所得区分1に該当する世帯の小学5年生では、49.6%が「増えた」と回答しており、子どもへの影響の大きさが確認できます。

図表 19 ゲームをする時間（新型コロナウイルス感染症の影響）

【小学5年生】

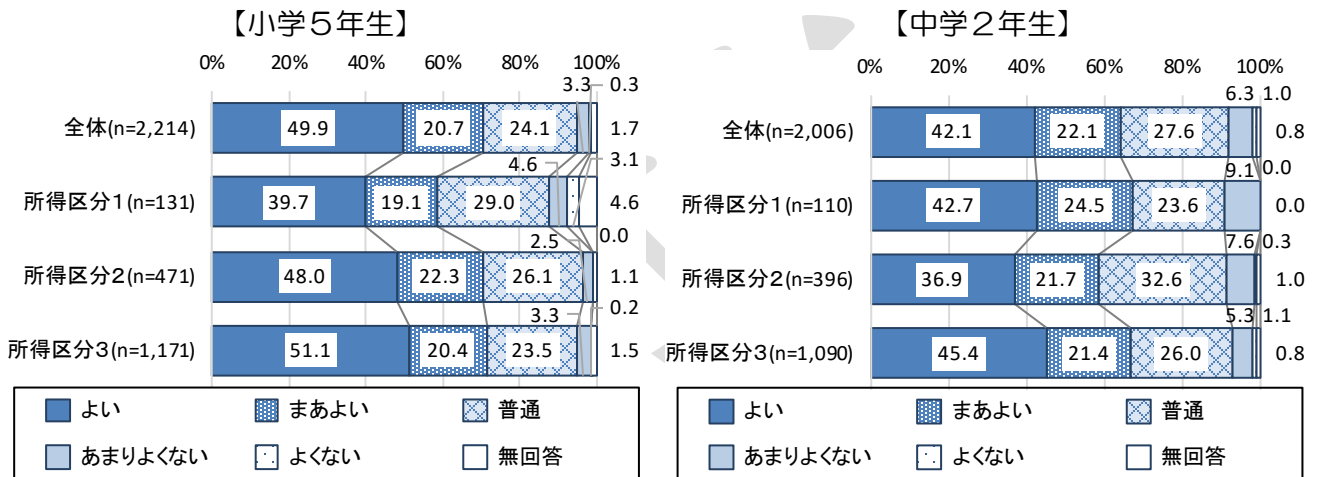
【中学2年生】



ウ 健康・精神状態に関すること

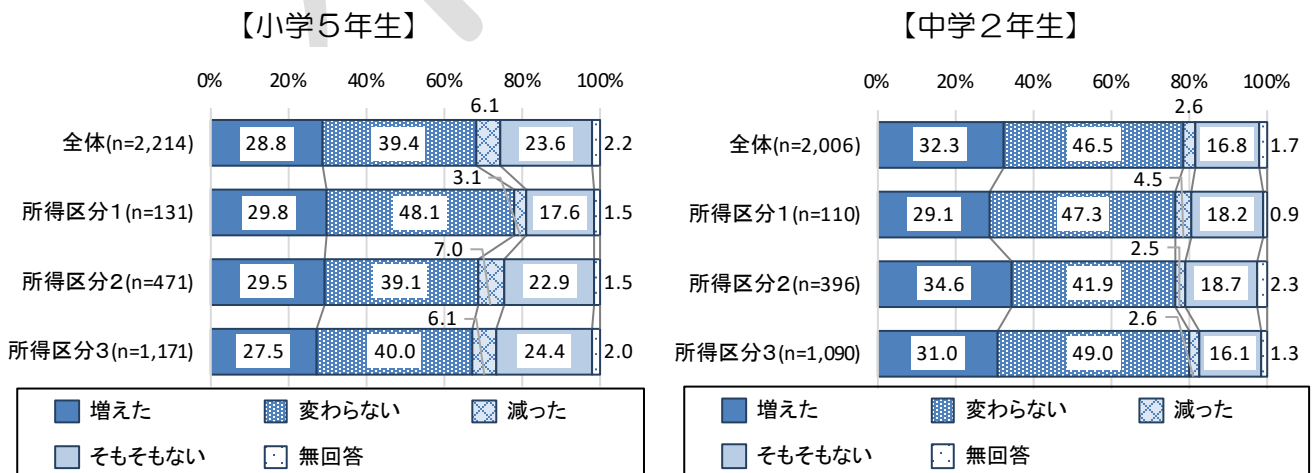
- 市民アンケート調査では、子ども自身の健康状態について、小学5年生の3.6%、中学2年生の7.3%が「あまりよくない」「よくない」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の7.7%、中学2年生の9.1%が「あまりよくない」「よくない」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 20 子どもの健康状態



- また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、世帯の所得に関わらず、子どもの精神面に大きな影響を与えていることも確認できました。学校が休みになる前（令和2年2月以前）と現在を比べて、イライラや不安を感じたり、気分がしずむことが増えたかどうかについて、小学5年生の28.8%、中学2年生の32.3%が「増えた」と回答しています。
- さらに、子どもの自由記述欄では、「感染症の影響で外出頻度が減り、友達と遊べないので精神的にまいっている」「塾がオンライン学習になり、成績がすごく下がってしまっで心の状態が不安定」といった声も見られました。

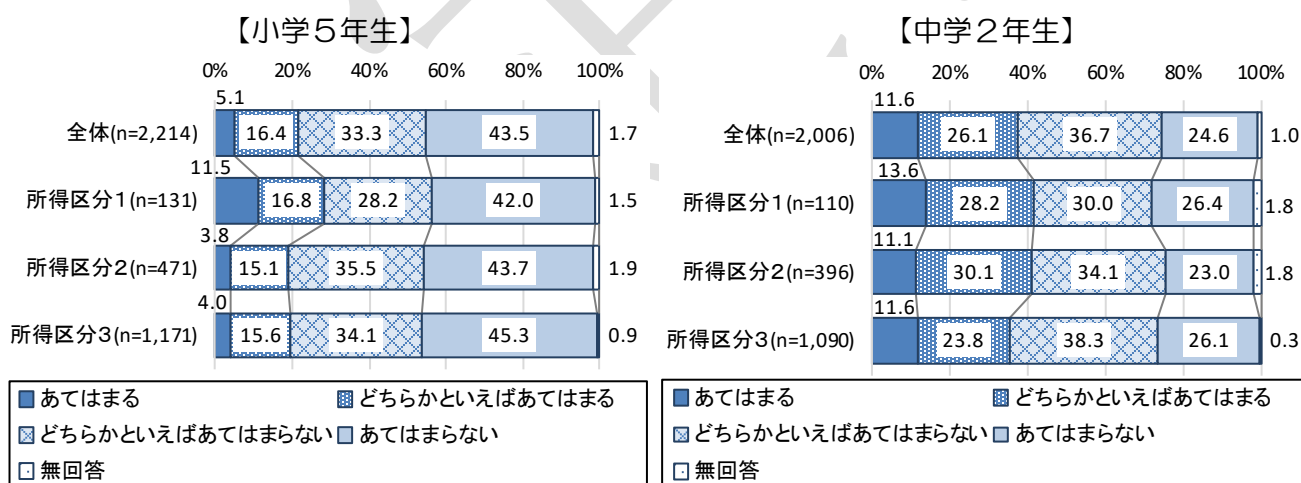
図表 21 イライラや不安を感じたり、気分がしずむこと（新型コロナウイルス感染症の影響）



エ 子どもの孤立の状況

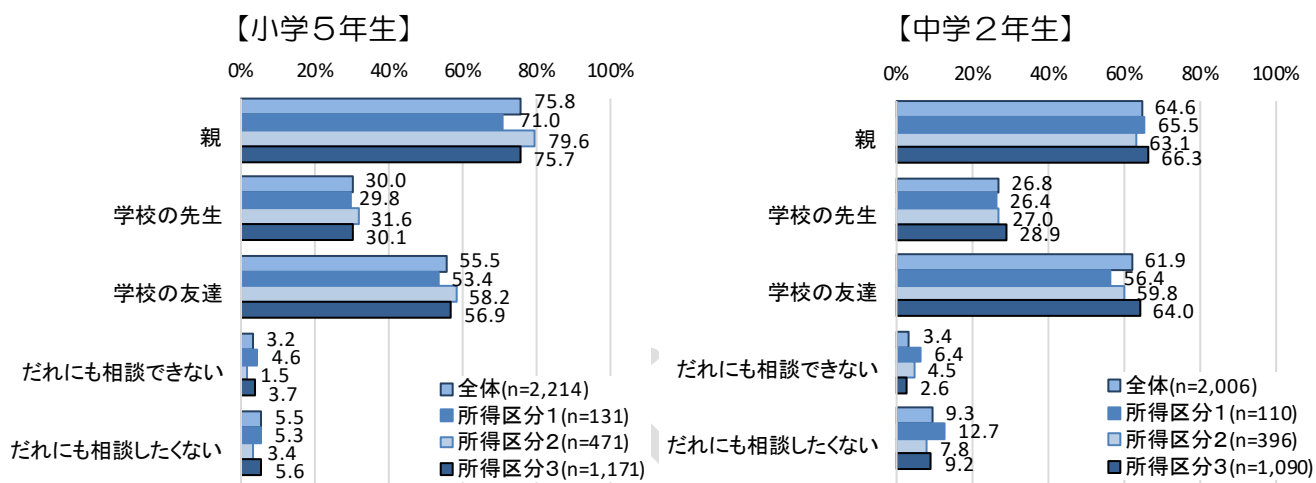
- 支援者等ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、保護者の仕事の忙しさや、虐待、無関心等により愛着形成が不全であること等から情緒不安定であったり、保育士や教師その他の大人に過剰に甘えがちであったりする場合があること等が指摘されています。また、自分に自信がなく、自己肯定感が低い傾向にあることも聞かれました。
- 子どもの自由記述欄では、「人を信用できない」「自分に自信が持てない」「学校にも友達ができず困ったことを相談できる相手がいない」といった声や、「相談しやすい人がほしい」「親に相談できず、一人でため込むことが増えた」といった声が見られました。
- 市民アンケート調査では、人は信用できないと思うかについて、小学5年生の5.1%、中学2年生の11.6%が「あてはまる」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の11.5%、中学2年生の13.6%が「あてはまる」と回答しており、全体と比べて高い傾向にあります。

図表 22 人は信用できないと思うか



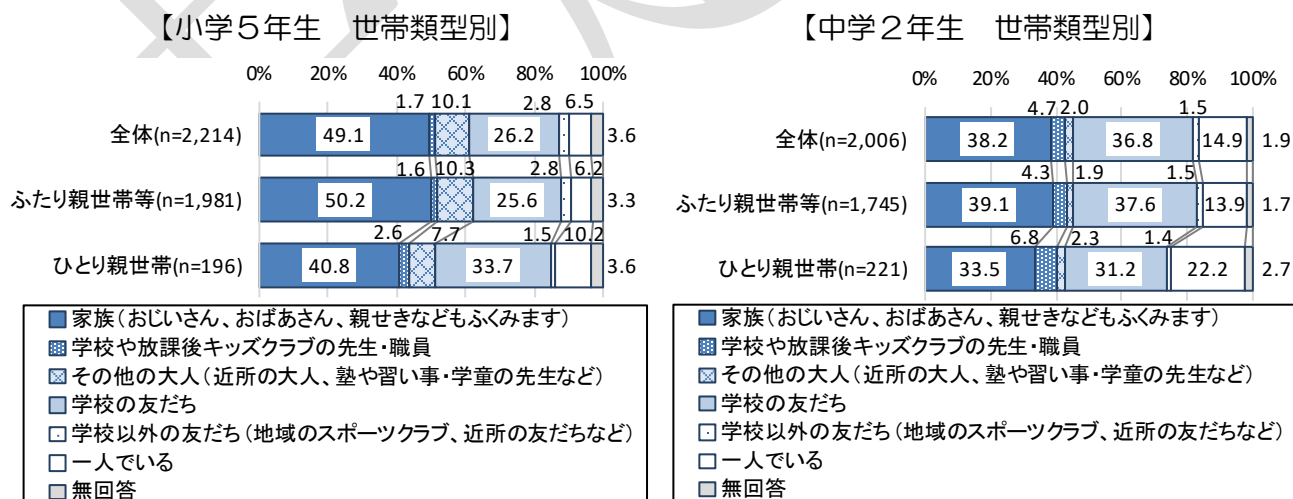
- また、相談できると思う人の有無については、全体として「親」や「学校の友達」と回答する割合が高い中、小学5年生の3.2%、中学2年生3.4%が「だれにも相談できない」と回答しており、所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の4.6%、中学2年生の6.4%が「だれにも相談できない」と回答しており、全体と比べて高い傾向にあります。

図表 23 相談できると思う人



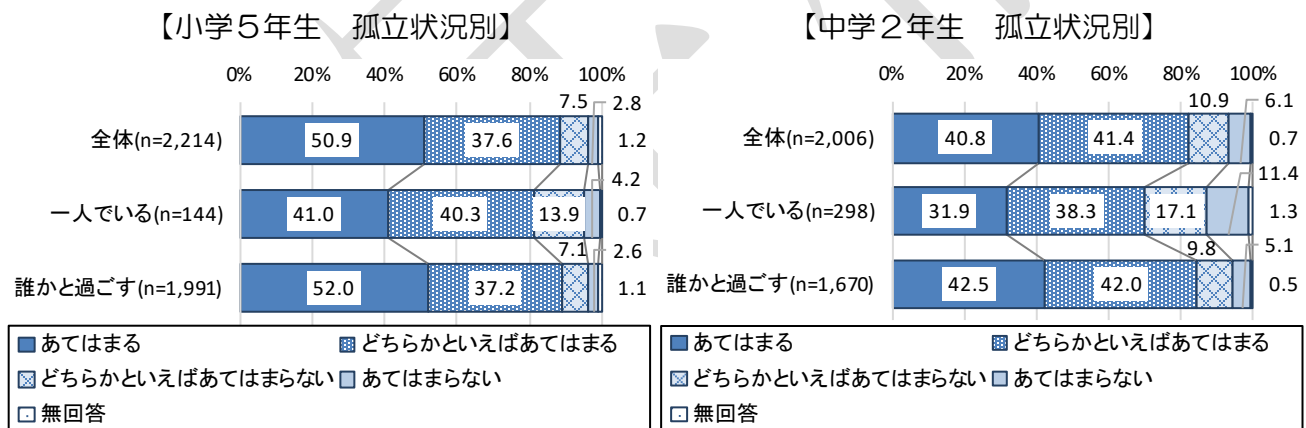
- さらに、平日の放課後に一緒に過ごす人については、小学5年生の6.5%、中学2年生14.9%が「一人である」と回答しており、所得区分により大きな差は見られないものの、中学2年生の方がより「一人である」傾向が強いことが確認できます。
- 世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する小学5年生、中学2年生では、それぞれ10.2%、22.2%が「一人である」と回答しており、保護者が仕事等で忙しいひとり親家庭においては、放課後の子どもの孤立の状況が確認できます。

図表 24 平日の放課後に一緒に過ごす人（世帯類型別）

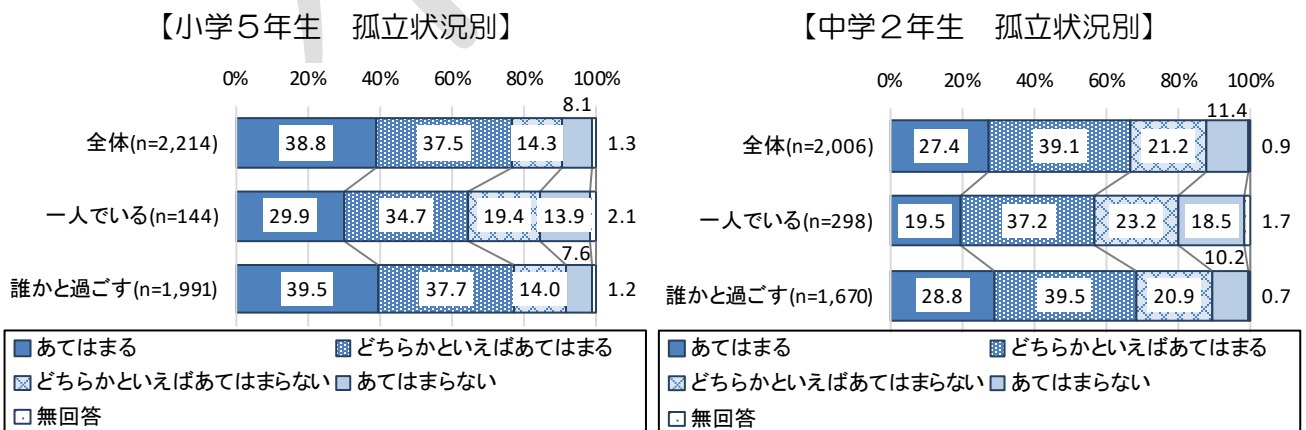


- 市民アンケート調査では、平日の放課後に友達や家族、その他の大人などと一緒に過ごす子ども（以下「誰かと過ごす子ども」という。）と一人で過ごす子どもでは、自己肯定感に差があることも確認できました。
- 自分には、よいところがあると思うかについて、平日の放課後に誰かと過ごす小学5年生の9.7%、中学2年生の14.9%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答している一方、一人で過ごす子どもでは小学5年生の18.1%、中学2年生の28.5%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答しています。
- また、自分のことが好きかどうかについては、平日の放課後に誰かと過ごす小学5年生の21.6%、中学2年生の31.1%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答している一方、一人で過ごす子どもでは小学5年生の33.3%、中学2年生の41.7%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答しており、身近な大人や友だちとの関わりが、自己肯定感にプラスの影響を与えていることが推測されます。

図表 25 自分にはよいところがあると思うか（孤立状況別）



図表 26 自分のことが好きだと思うか（孤立状況別）

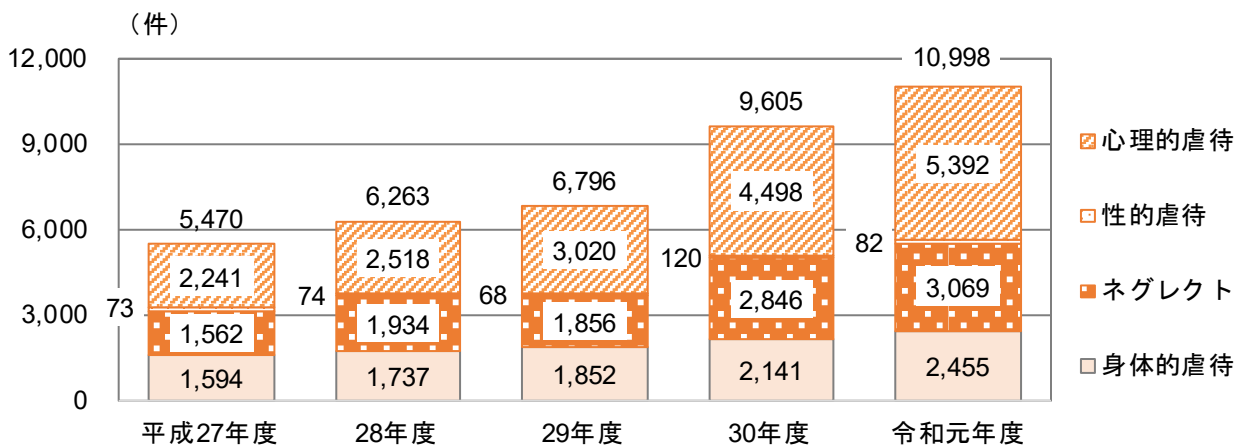


オ 子どもを取り巻く様々な状況について

① 社会的養護を必要とする子ども

- 「社会的養護」とは、保護者のいない子どもや、虐待を受けた子どもなど、家庭で生活することが困難な子どもに対し、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
- 社会的養護を担う施設には、乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム、里親等があり、本市の令和元年度の施設入所・里親等への委託児童数は 695 人となっています。
- 児童養護施設の入所児童等を対象とした平成 30 年の国の調査によると、児童養護施設に入所している子どもの 65.6%、里親に委託されている児童の 38.4%が保護者からの虐待を受けた経験があるとされています。
- 本市においても、児童虐待（疑いを含む）の新規対応件数は増加傾向にあり、平成 27 年度の 5,470 件から令和元年度には 10,998 件と 4 年間で約 2 倍に増加しています。

図表 27 新規児童虐待対応件数の推移

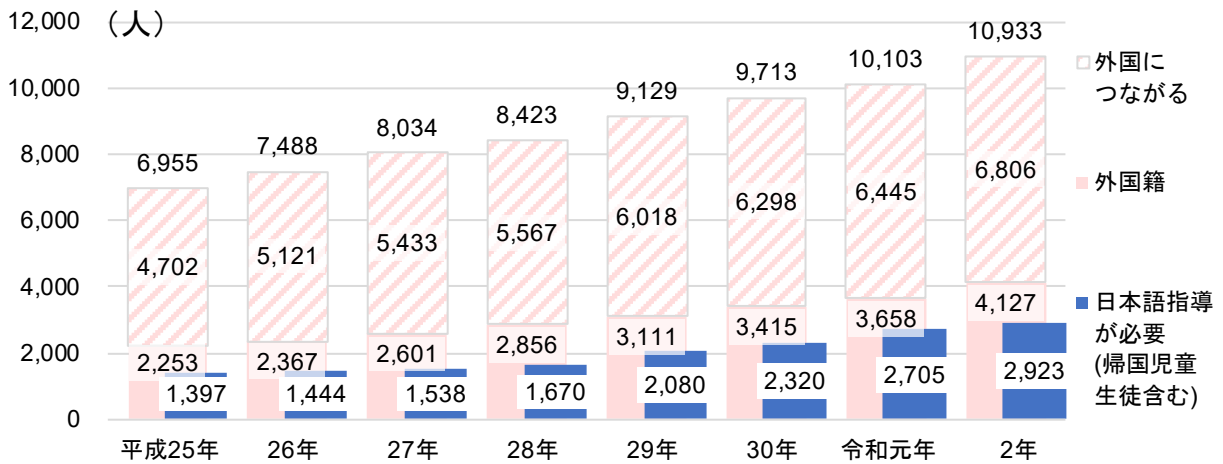


- 社会的養護のもとで暮らしている子どもは、必要な場合は 20 歳までは児童養護施設や里親の下で暮らすことが認められますが、原則として 18 歳で施設等から自立することとなります。施設等退所後に保護者からの経済的援助や精神的な支えのない厳しい状況の中で自立を求められます。
- 未成年であることや家族を頼ることができないこと等により、単身では住居を確保しづらかったり、病気になっても、仕事を失っても帰る場所や頼れる人がいなかったりと社会的に孤立し、生活困窮に陥るリスクが高い状況に置かれています。
- 施設等退所後の自立は大きな課題となっており、支援者ヒアリングにおいても、奨学金等の経済的な支援だけでなく、これまでの関係性がある施設職員等とのつながりを保ちながら継続的に支援していくことの重要性が指摘されています。

② 外国につながる子ども

- 横浜市の外国人登録者数は増加傾向にあり、現在 10 万人以上の外国人が横浜に居住しています。それに伴い、外国籍等児童生徒数も高い水準で推移している状況が続いています。
- 令和2年7月時点で、横浜市には 10,933 人の外国籍等児童生徒が居住しており、市立小・中・義務教育学校に在籍しています。その内、日本語指導が必要な児童生徒数は 2,900 人を超えています。

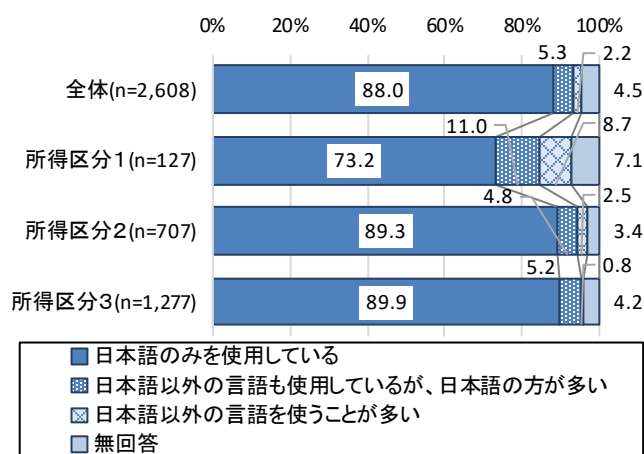
図表 28 外国籍・外国につながる児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒数



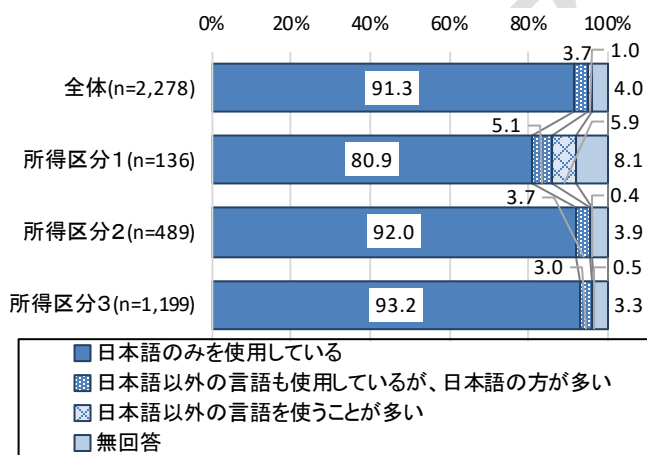
- 支援者等ヒアリングでは、外国につながる世帯は言語の壁により制度等に関する情報を得ることが難しく、必要な支援が届きにくいことから、困難を抱えてしまう場合があることが指摘されています。また、言語や文化の違いから、地域のコミュニティから孤立しがちであり、周囲とつながりにくく、抱えている課題が見えづらいといった状況が聞かれました。
- 外国につながる世帯の子どもの中には、保護者の都合で来日している場合に、日本で生活していくモチベーションが高くない、将来を思い描くのが難しくなるといった場合や、友人との日常的な会話はできるが、生活言語と学習言語の違いから思うように学力が伸びず、学習や進学に課題を抱える場合があることが指摘されています。
- 市民アンケート調査では、家庭での言語の使用状況について、5歳児の保護者の7.5%、小学5年生の保護者の4.7%、中学2年生の保護者の3.6%が日本語以外の言語を使用している(「日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い」「日本語以外の言語を使うことが多い」の合計)と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、日本語以外の言語を使用していると回答した割合がそれぞれ19.7%、11.0%、4.2%となっており、全体と比べて高くなっています。

図表 29 家庭での言語の使用状況

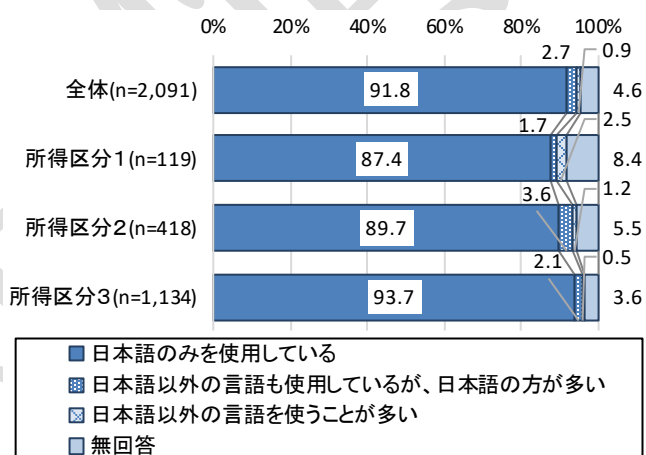
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



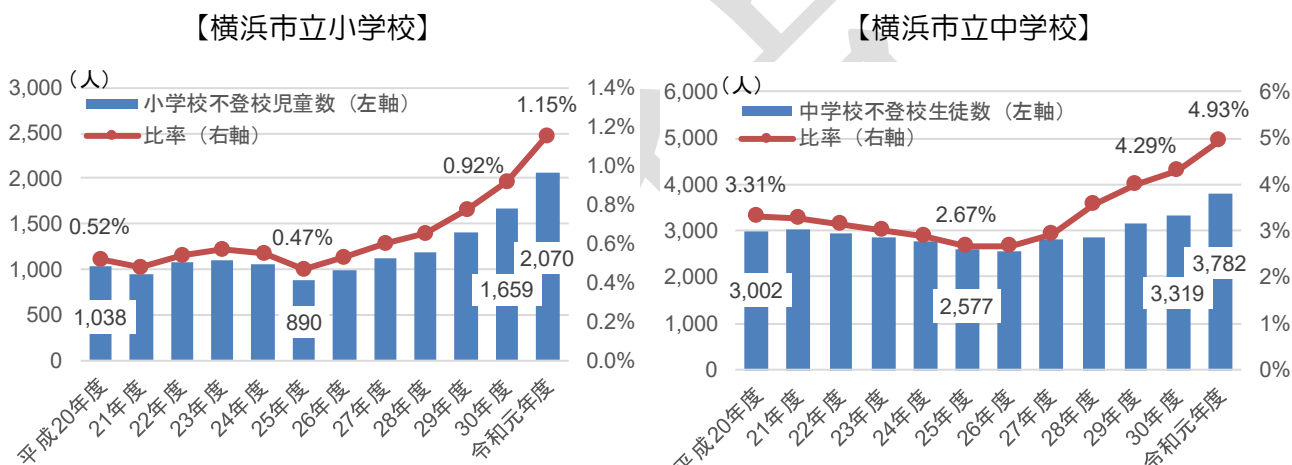
【中学2年生の保護者】



③ 子どもの不登校

- 本市の不登校児童生徒数は、平成20年度の1,038人から令和元年度には2,070人と約2倍に増加し、市立小学校の児童全体に占める割合は1.15%となっています。また、市立中学校の不登校生徒数は、平成20年度の3,002人から令和元年度には3,782人と約1.3倍に増加し、市立中学校の生徒全体に占める割合は4.93%となっています。

図表 30 不登校の状況

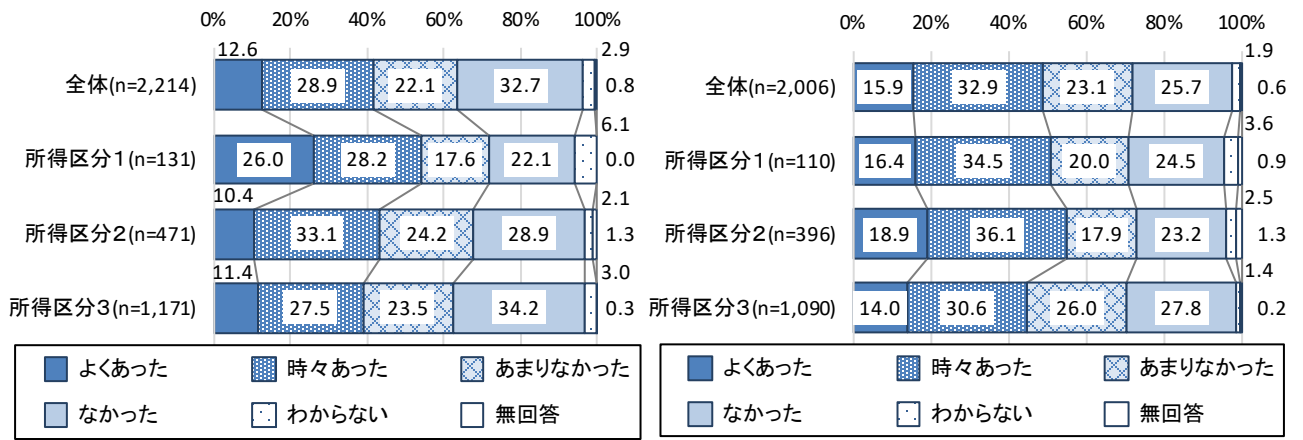


- 支援者等ヒアリングでは、不登校となった子どもの背景には、家庭の経済的困窮をはじめ、朝起きることができないなど基本的な生活習慣が整わないといった課題が指摘されています。また、そのような家庭の中には適切な養育が行われていない場合もあり、学習習慣や学習意欲が欠如しやすく、学業が遅れがちになることでさらに不登校の傾向が強まることもあるということも聞かれました。
- さらに、仕事が忙しいひとり親世帯や、保護者が精神疾患を抱えている家庭においては、子どもが家事やきょうだいの世話などを担っている場合があり、子どもが毎日登校できなくなっているといったことも聞かれました。
- 市民アンケート調査では、学校に行きたくないと思ったことについて、小学5年生の12.6%、中学2年生の15.9%が「よくあった」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の26.0%、中学2年生の16.4%が「よくあった」と回答しており、小学5年生では大きな差が確認できます。
- また、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する小学5年生、中学2年生では、それぞれ21.4%、24.9%が「よくあった」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 31 学校に行きたくないと考えたこと（所得区分別）

【小学5年生 所得区分別】

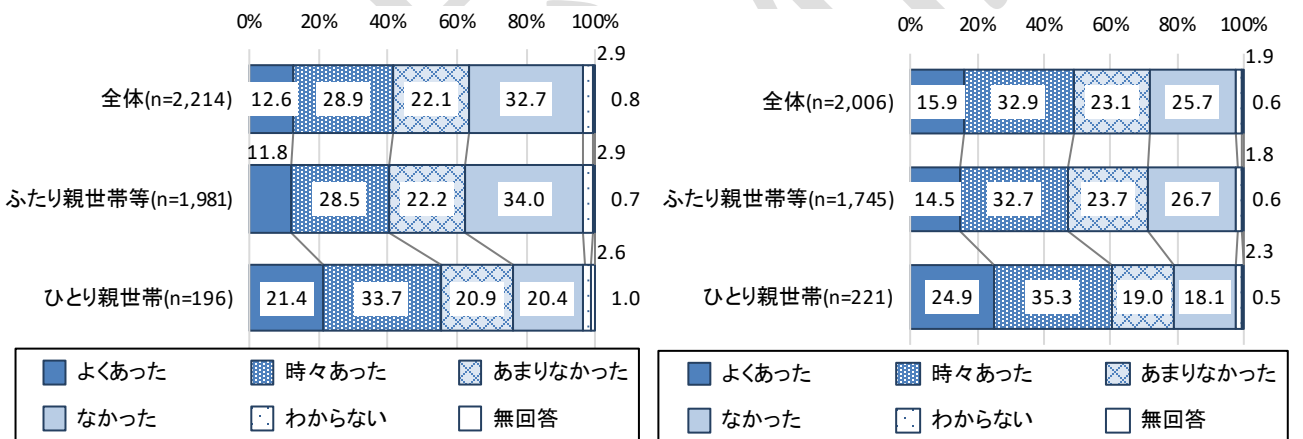
【中学2年生 所得区分別】



図表 32 学校に行きたくないと考えたこと（世帯類型別）

【小学5年生 世帯類型別】

【中学2年生 世帯類型別】



④ 子ども・若者のひきこもり等

- 「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)によると、本市の15~39歳の子ども・若者のうち、ひきこもり群の定義に該当する数は約1.5万人(1.39%)となっています。また、総務省の就業構造基本調査によれば、本市の15~24歳の子ども・若者のうち、家事や通学をしていない無業者は約9,400人(2.6%)となっています。
- 支援者等ヒアリングでは、ひきこもり等の背景には、いじめや学業不振による不登校といった負の体験や、虐待、発達障害・知的障害等、様々な課題が複合的に絡み合っているケースが多いことが指摘されています。また、保護者のもとで暮らすひきこもり状態の子ども・若者については、必ずしも経済的困窮状態にあるばかりではありませんが、自身の悩みなどを相談できる相手や場所がないといった関係性の貧困に陥っており、中退や離職等の結果、経済的困窮に陥ってしまう場合があることが聞かれました。

図表 33 子ども・若者におけるひきこもり群の推計概要

横浜市子ども・若者実態調査 調査概要	
調査対象	市内に居住する満15歳以上39歳以下の男女個人
標本数	3,000人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・訪問及び郵送回収(希望者等は郵送回答)
調査時期	平成29年7月28日~11月30日
有効回答数	1,004人(33.5%)

内閣府「若者の生活に関する調査」による定義に基づき、「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)を実施し、本市におけるひきこもり群を推計

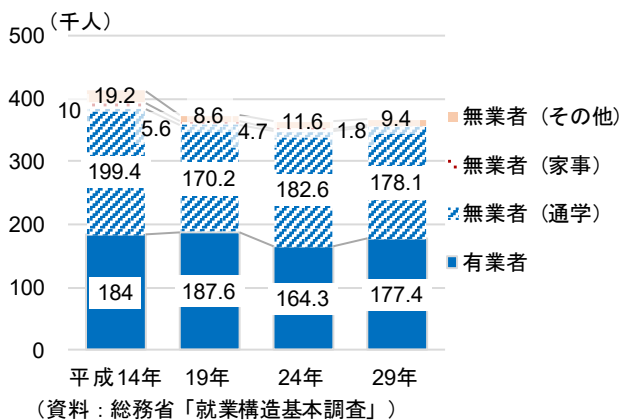
ひきこもり群の定義

- ふだんは家にいるが、自分の趣味の用事のときだけ外出する
- ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 自室からは出るが、家からは出ない
- 自室からほとんど出ない

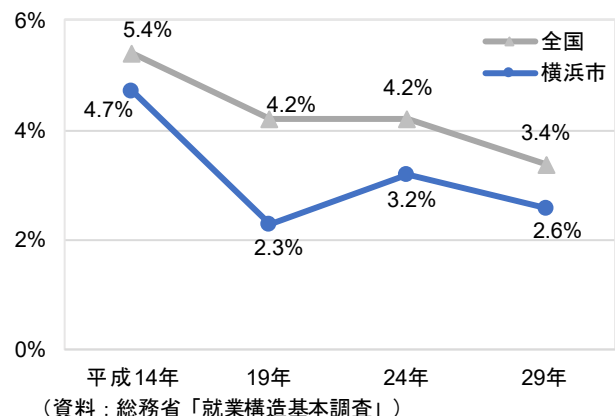
※上記の状態となって6か月以上と回答したもの
 ※上記の状態となったきっかけが自宅での仕事、妊娠、出産・育児、統合失調症、身体的な病気と回答した者、又は就業状況を尋ねる設問で専業主婦・主夫・家事手伝いをしていると回答した者、自宅にいるときによくしていることを尋ねる設問で家事・育児と回答した者を除く

図表 34 若年無業者(15~24歳)の状況

【本市の有業者・無業者(15~24歳の推移)】



【家事や通学をしていない無業者の比率】

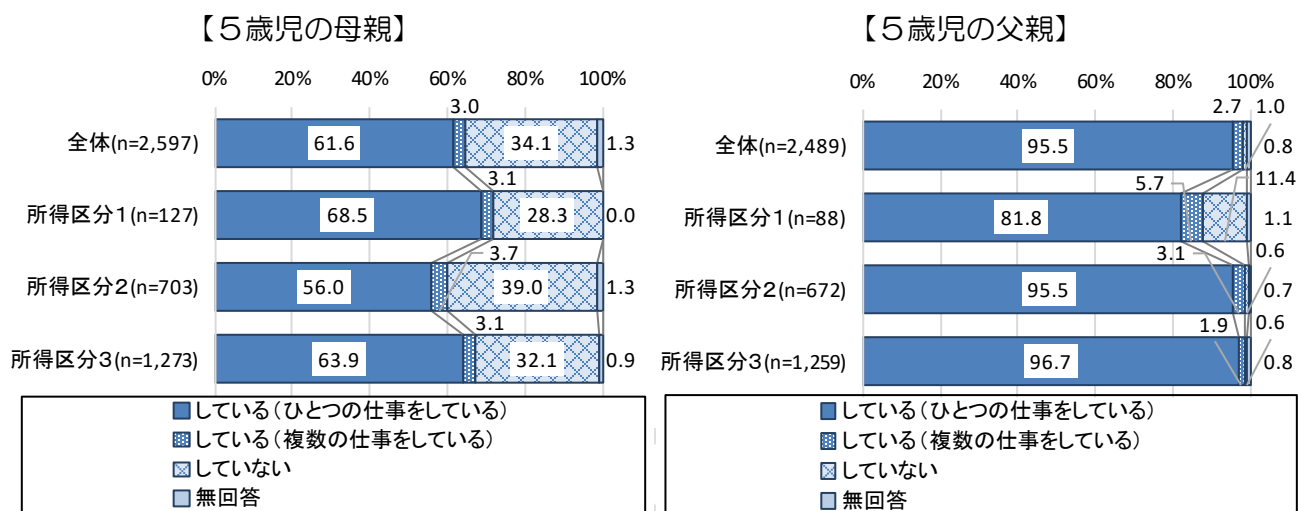


(3) 保護者の状況

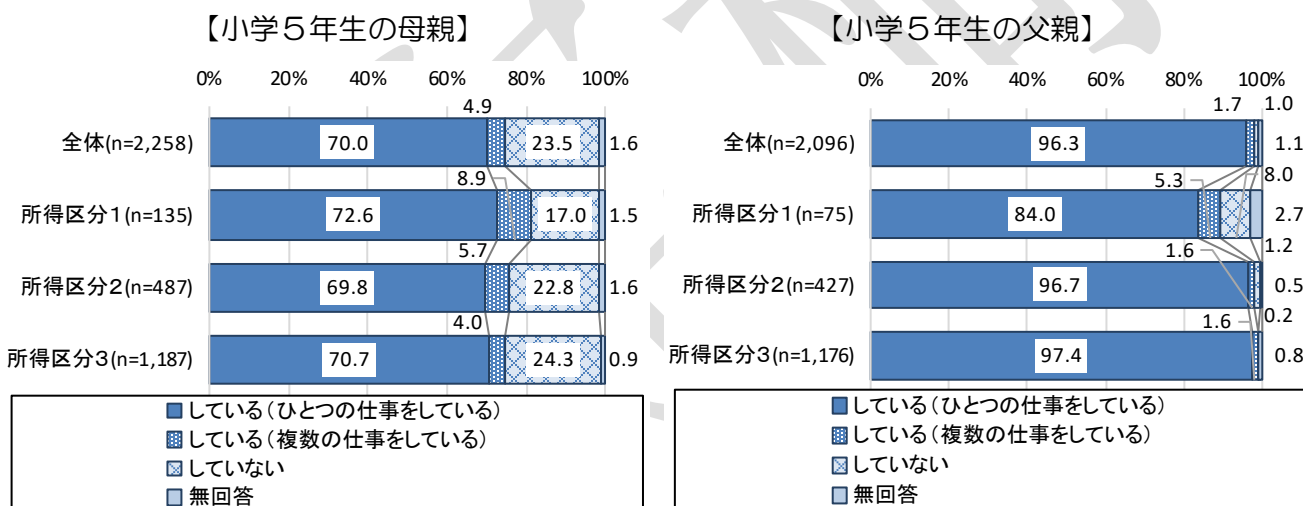
ア 就労に関すること

- 支援者等ヒアリングでは、困難を抱える家庭の保護者の特徴として、健康面での問題や、精神疾患等により、働きたくとも働けない、また非正規雇用や就労が継続しないなどの不安定就労により、経済的基盤が脆弱であることが多いと指摘されています。
- また、ひとり親世帯など、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っている状況においては、勤務地や就業時間の制約を受けることも多く、そのことが正社員の職に就くことを困難にしている要因の一つとなっているとされています。
- このほか、生計を維持するために、早朝や収入の良い深夜の時間帯を含むダブルワークやトリプルワークなど、長時間労働をする方が少なくないことが聞かれました。
- このような状況は子どもの生活習慣の乱れをはじめ、子どもの孤立や、親が不在の間は上の子が下の子の面倒を見なければならないといった状況にもつながっていると指摘されています。
- 市民アンケート調査では、5歳児の母親の就業状況について、全体の64.6%が仕事をしている（「している（ひとつの仕事をしている）」「している（複数の仕事をしている）」の合計）と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では71.6%が「仕事をしている」と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- 小学5年生・中学2年生の母親では、所得区分により「ひとつの仕事をしている」割合に大きな差は見られないものの、「複数の仕事をしている」割合は所得が低くなるにつれ高くなっています。
- また、就業形態については、5歳児の母親の48.7%、小学5年生の母親の29.1%、中学2年生の母親の28.5%が「正社員・正規職員・会社役員（以下「正社員等」という。）」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯で世帯では、5歳児の母親の27.5%、小学5年生の母親の24.5%、中学2年生の母親の23.2%が「正社員等」として回答しており、全体と比べて低くなっています。
- 父親の就業状況及び就業形態については、母親と同様、所得区分が低くなるにつれ、「複数の仕事をしている」割合が高くなっており、「正社員等」の割合が低くなっています。
- また、所得区分1に該当する世帯では、「仕事をしていない」割合が、他の所得区分に比べて非常に高いことが確認できます。

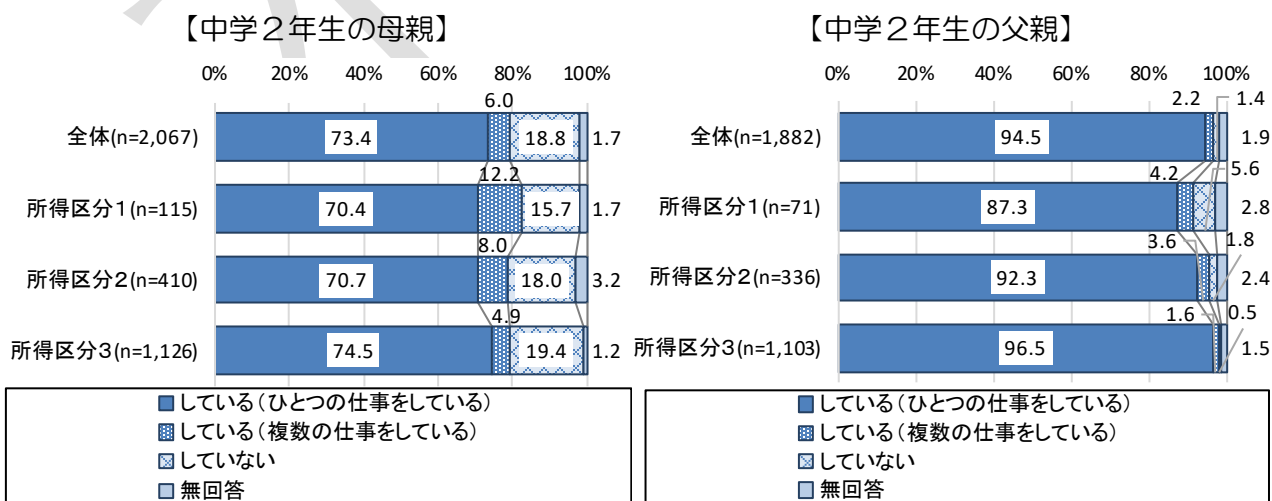
図表 35 母親・父親の就労の有無（5歳児の保護者）



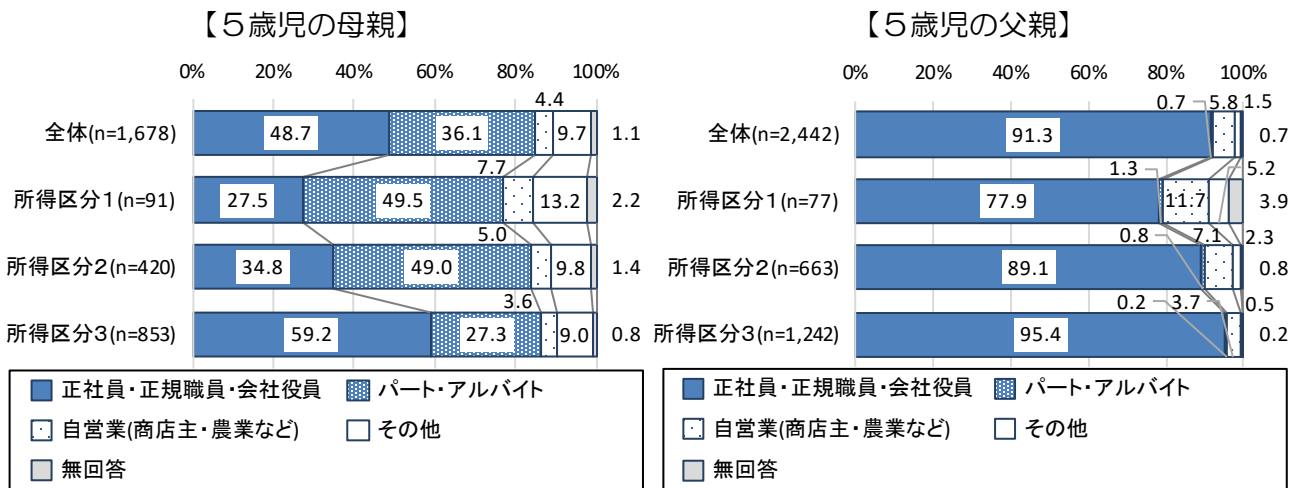
図表 36 母親・父親の就労の有無（小学5年生の保護者）



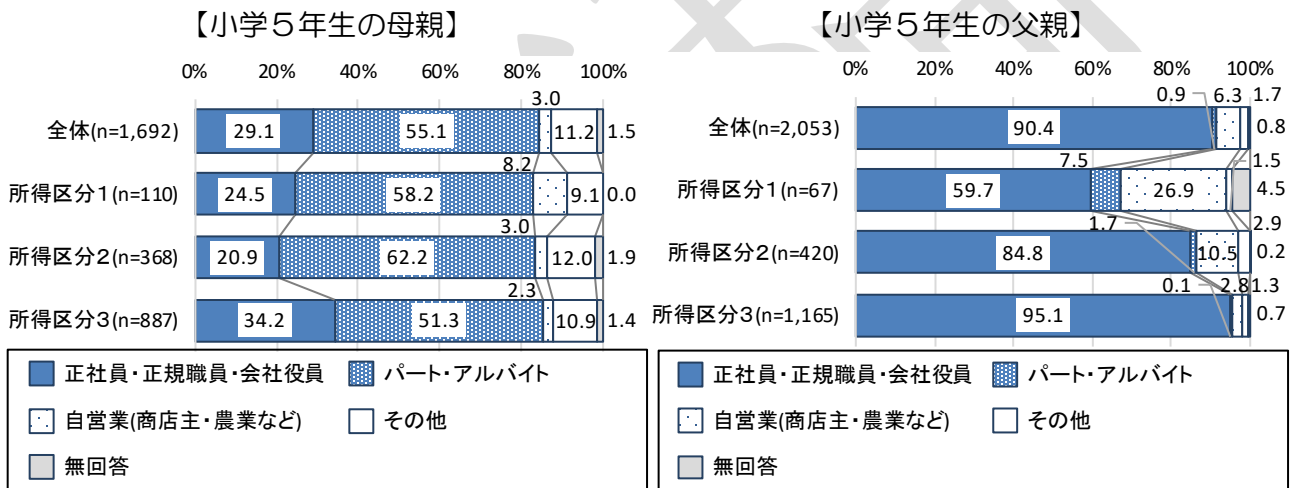
図表 37 母親・父親の就労の有無（中学2年生の保護者）



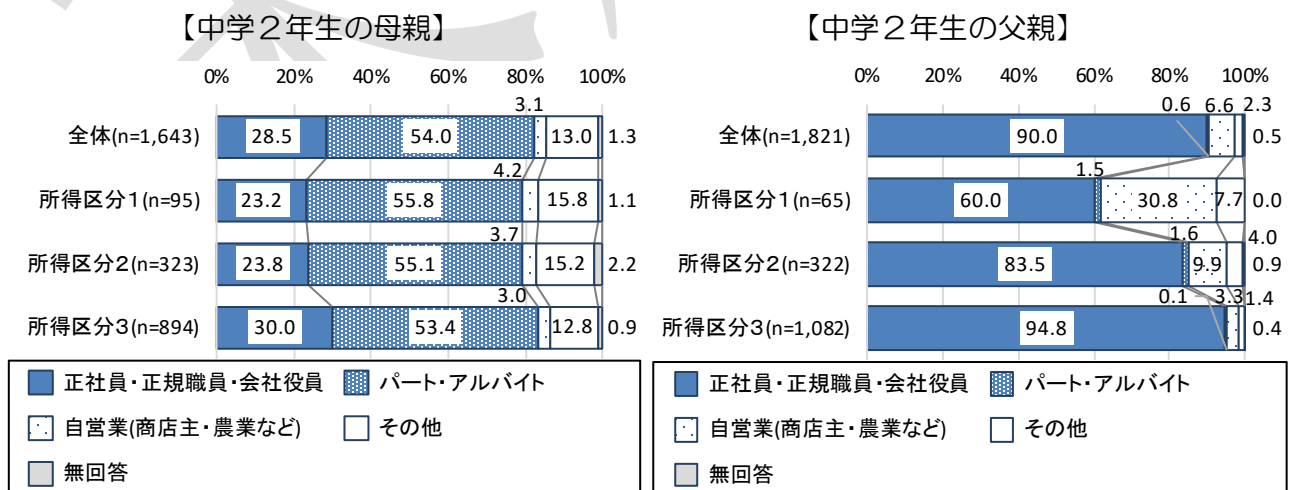
図表 38 母親・父親の就業形態（5歳児の保護者）



図表 39 母親・父親の就業形態（小学5年生の保護者）

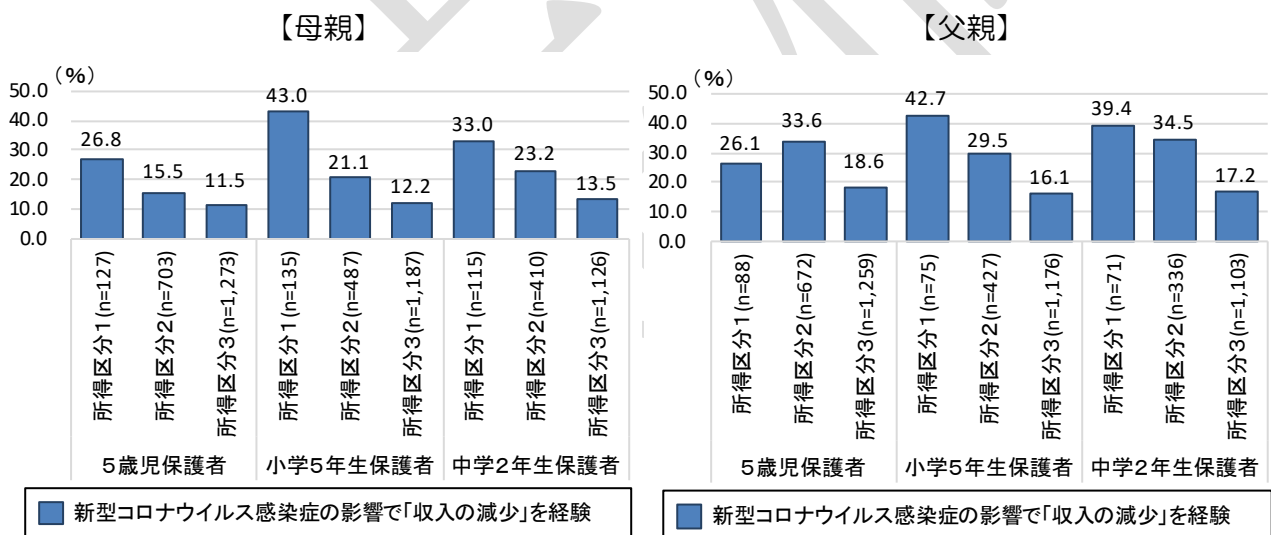


図表 40 母親・父親の就業形態（中学2年生の保護者）



- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、失職や勤務時間の減少に伴う収入減少のほか、感染を恐れて就労を先延ばしにするといった場合があることが指摘されています。
- また、家計のひっ迫による将来への不安から情緒不安定になってしまう保護者や、精神的なストレスを子どもに向けてしまう保護者の状況も聞かれました。
- 市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染症による収入の減少の状況が見られました。感染症の拡大による就業上の影響について、多くの世帯での「収入の減少」が確認できますが、特に所得区分1に該当する世帯においては、約3～4割の世帯で「収入の減少」が見られ、非常に厳しい状況となっています。

図表 41 母親・父親の収入の減少（新型コロナウイルス感染症の影響）

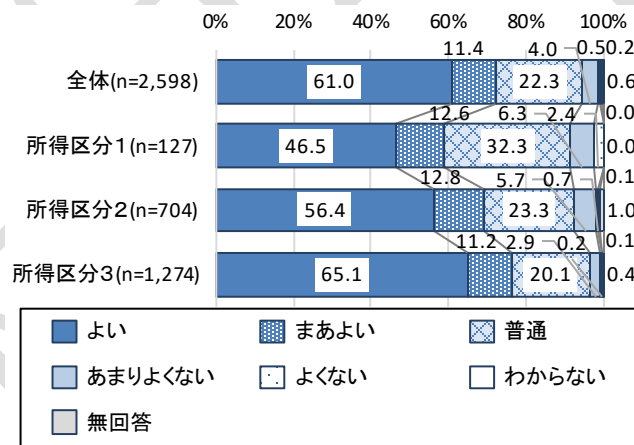


イ 健康状態等に関すること

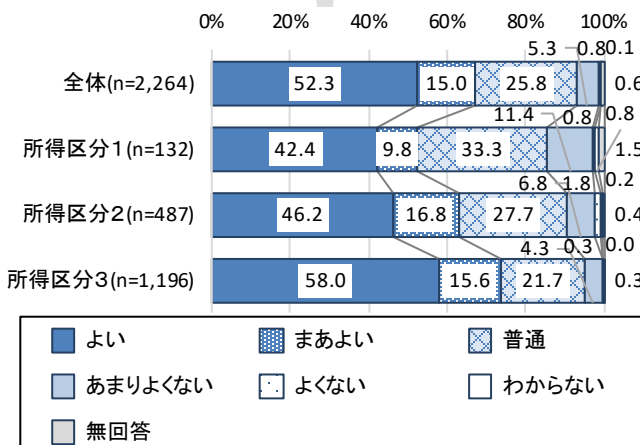
- 支援者等ヒアリングでは、身体的な障害や精神疾患を含む健康上の問題を抱えているケースが、困難を抱えている家庭の保護者に多いことが指摘されています。
- また、保護者が地域から孤立していたり、一部の家庭においては公的な支援に頼ることに抵抗があり、適切な支援につながっていない場合があることも聞かれました。
- さらに、障害等を抱える保護者のケアを子どもが担っているといった状況もあるとされています。
- 市民アンケート調査では、保護者（アンケートに回答した母親又は父親）の健康状態について、5歳児の保護者の4.5%、小学5年生の保護者の6.1%、中学2年生の6.5%が「あまりよくない」「よくない」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の8.7%、小学5年生の保護者の12.2%、中学2年生の保護者の12.9%が「あまりよくない」「よくない」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 42 保護者の健康状態（所得区分別）

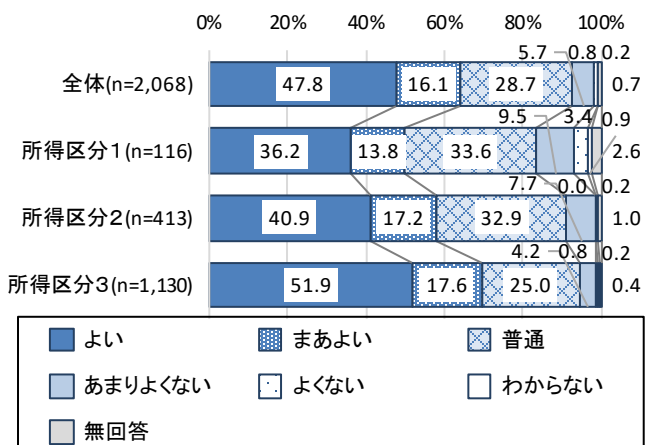
【5歳児の保護者 所得区分別】



【小学5年生の保護者 所得区分別】



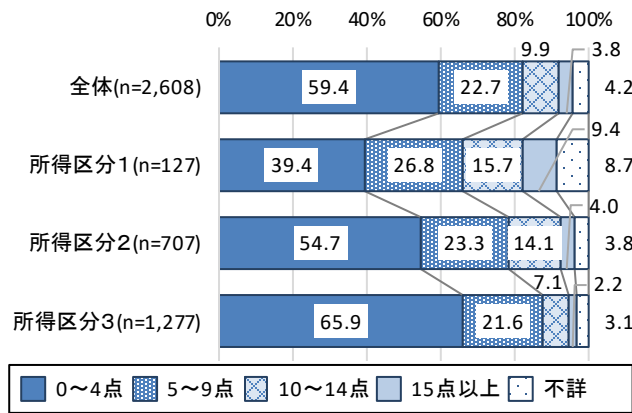
【中学2年生の保護者 所得区分別】



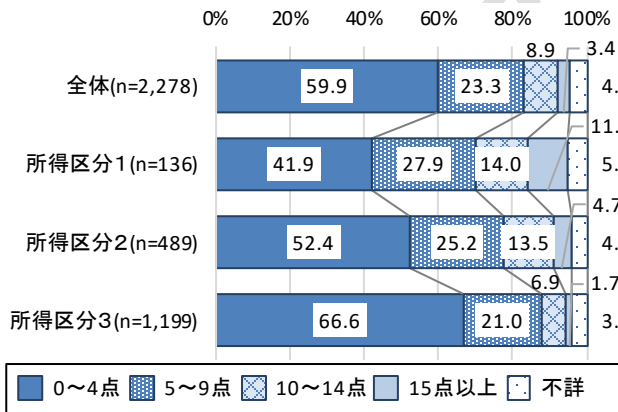
- 保護者（アンケートに回答した母親又は父親）の抑うつ傾向については、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合（抑うつ傾向指標が 10 点以上の者・詳細は注4参照）は、5歳児の保護者で 13.7%、小学5年生の保護者で 12.3%、中学2年生の保護者で 12.2%となっています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者で 25.1%、小学5年生の保護者で 25.0%、中学2年生の保護者で 31.1%と全体と比べて高くなっており、経済的困窮が心理面にも影響を与えていることが確認できます。

図表 43 抑うつ傾向指標（K6）⁴

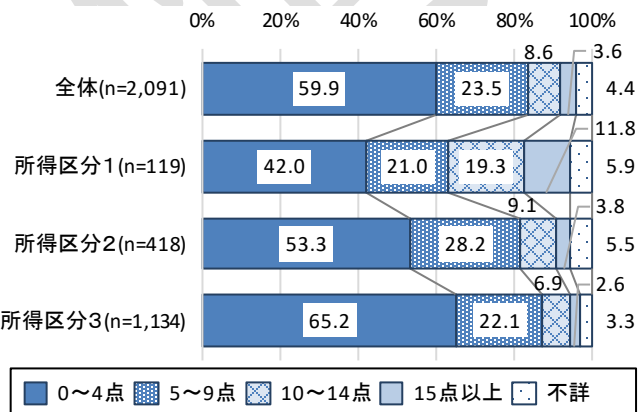
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】



⁴ 厚生労働省「国民生活基礎調査」の用語集によれば、「K6は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。（中略）合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性がある」とされている。

「自分が神経過敏になっていると感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわしたり、落ちつきなく感じたりしましたか」「気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」「何をしても骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6項目それぞれについて、「まったくない」を0点、「少しだけ」を1点、「ときどき」を2点、「たいてい」を3点、「いつも」を4点とし、すべてを足し上げて0から24点の指標を作成した。なお、厚生労働省「国民生活基礎調査」では、10点以上を「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者」として取り上げている。

3 子どもや家庭を取り巻く課題

実態把握調査の結果等から見えてきた「2 本市の子どもの貧困に関する状況」を踏まえ、子どもや家庭を取り巻く課題を次のとおり整理しました。

(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響

必要な食料や衣料が買えなかったなどの生活上の困難の経験は所得が低くなるにつれて多くなっており、生活面での様々な格差が浮き彫りになっています。

所得による経済的制約は、医療サービスを必要な時に享受できないこと等による健康格差にもつながるだけでなく、生活の選択肢を狭め、ゆとりを失わせるなど、保護者の精神的にも大きな影響を与えています。

家庭の経済状況は保護者の就業状況によって大きな違いがあり、家庭の経済的基盤を確立するには安定した雇用の確保が不可欠となりますが、特にひとり親家庭においては、正社員の割合が低く、非正規雇用の割合が高いことから、世帯収入が低く、困窮している世帯が相対的に多くなっています。

全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、多様な保育・教育ニーズへの対応や育児の不安や負担感を軽減するための養育支援等が非常に重要となります。

(2) 子どもの学力や進学機会の格差

経済的に困窮している世帯の子どもほど、家庭環境が整っていないことや保護者の養育力不足などにより、基本的な生活習慣が身につけていない傾向にあります。

また、生活習慣は学習の土台となることから、生活習慣が整わないことで、学習習慣が形成されにくく、学力が低くなる傾向が指摘されました。

さらには、進学費用や教育費の問題から子どもの将来の進路が狭まってしまうといった課題も見えています。

子どもの育つ家庭環境の格差により、子どもの生活、学び、進路等への負の影響が生じることで、生活困窮等の不利が世代間連鎖することが懸念されます。

全ての子どもに対し、学力や教育、進学を保障するためには、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。

また、経済状況や養育環境に課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援等の充実が求められています。

(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下

困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、自分に自信がなく、自己肯定感が低いこと等により、逆境をはねのけ、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあることが指摘されています。

また、放課後に1人である子どもは、それ以外の子どもと比較して、自己肯定感が低いといった状況も見られています。

核家族化の進展により地域とのつながりが希薄になっている現在、家や学校以外に子どもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所の重要性は高まっていると考えられます。

近年、いわゆる「子ども食堂」や子どもの体験活動など、地域の方々が主体となる支援活動が広がりを見せています。子どもたちはそこで出会う大人との関わりを通し、多様な価値観や生き方に触れ、ときに褒められ、ときに叱られながら、自己肯定感や将来を切り拓いていく力を身に付けることができます。

地域の主体性を尊重しながら、行政として地域の活動をしっかりと下支えしていくことがこれまで以上に求められています。

(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らなかったり、手続きが分からない場合があります。

また、子どもが家事やきょうだい等の世話を担っている、ヤングケアラーなど、家庭内のデリケートな問題であるといった理由や、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援につながりにくい場合があります。

そのため、制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子どもや家庭を、日常の様々な場面でできるだけ早期に発見し、具体的な支援や見守りにつなげていく必要があります。

妊娠・出産・乳幼児期では、母子保健の取組や保育所、幼稚園、地域の子育て支援の場面で、学齢期にあっては、学校をはじめ、放課後の居場所や地域における様々な子どもの居場所において、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていかなければなりません。

また、困難を抱える家庭は、地域との関わりや制度を利用することを望まない場合もあります。支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があります。見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組が非常に重要となります。

(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

子どもの貧困の背景には、子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因が複雑に絡み合っている場合があります。

ひとり親家庭では、不安定な就労による生活基盤の弱さに加え、子育てと生計をひとりの親が抱え込んでしまう傾向があることから、子どもが孤立しやすいといった状況が見られます。

児童虐待や家庭の養育力不足により、社会的養護を必要とする子どもにおいては、保護者からの経済的援助や精神的な支えがない中で、施設等退所後に自立していくことの難しさが指摘されています。

近年増加している外国につながる子どもにおいては、言語や文化の違いから孤立しがちであったり、学習や進学に課題を抱えてしまう傾向が見られます。

また、不登校やひきこもりの背景には、いじめや学業不振、虐待や保護者の疾病、傷害、など、様々な課題が複合的に存在している場合があるとの意見も聞かれました。

子どもや家庭が抱えている課題は一様ではなく、子どもの貧困対策を進めていく上では、個々に寄り添った多面的な支援が必要となります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による希望しない転職や失職、労働時間の減少に伴う収入の減少などにより、例年以上に苦しい生活を余儀なくされている子育て世帯も多くなっており、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等の必需品が買えない世帯の増加が懸念されます。

また、家庭の経済状況等に関わらず、コロナ禍での生活が子どもの学力や生活習慣、精神状態にも影響を与えていることがわかりました。

感染症の影響が今後も長引くことになれば、子どもの貧困を取り巻く状況はますます厳しくなることが懸念されます。

本計画を基に、引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢を注視しながら、施策の検討や各取組の見直しを随時行う必要があります。

第3章 本市の子どもの貧困対策

第2章で整理した本市における子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、5か年の計画期間における、基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や、施策体系等を次のとおり整理しました。

1 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

2 施策展開にあたっての基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、次の基本的な考え方に立ち、施策・事業を組み立て、推進します。

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

国や県との役割分担のもと、子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

【取組の視点】

① 貧困の連鎖を断つ

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、育ち・成長の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

② 妊娠・出産期からの「切れ目のない支援体制」が「届く」仕組みづくり

親の妊娠・出産期から、子どもの成長段階に応じ、家庭内の課題を早期に発見し、より困難な状況に陥ってしまわないよう、適切な支援につなげていきます。

③ 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実

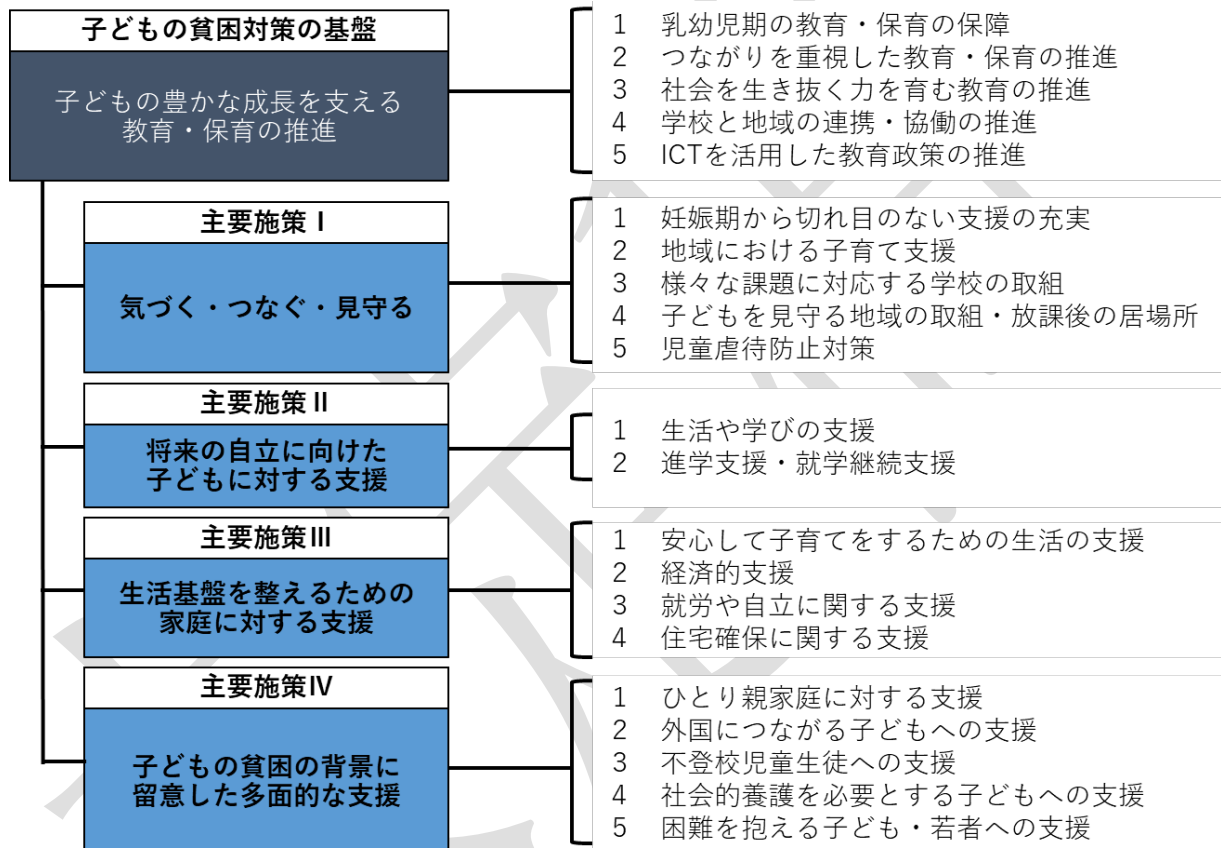
子どもの貧困は家庭の経済的困窮に加え、配偶者との離別や死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり等、様々な要因が複合的に絡み合っている場合があることを踏まえ、多面的な支援を実施します。

④ 社会全体での子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困の背景にある様々な課題を家庭のみの責任とはせず、学校や地域、企業など社会全体で取り組んでいきます。

3 施策の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として捉えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。



4 計画の進ちよく状況の把握

計画に基づく取組を推進することにより、計画の基本目標の実現につながる環境が整えられているかという視点から、第2期計画においても子どもの成長段階等に応じて目標値を設定し、計画の進ちよく状況を把握する手立ての一つとします。

P（調整中）

対象	目標	直近の現状値	目標値 (令和7年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠11週以下での届け出の割合		
未就学期	保育所等待機児童数	16人 (R3年4月)	0人 (毎年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (R2年度)	93.6%
小学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所 (R2年度)	23か所
小・中学生	放課後学び場事業実施校数（中学校）	42校 (H29年度)	94校 (R4年度)
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	75.8% (H29年度)	80%
中学生	高校進学に向けた寄り添い型学習支援事業の受け入れ枠数	1,055人 (R元年度)	1,200人
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業生数/入学者数)	93.5% (R元年度)	
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業生数)	96.1% (R元年度)	
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	15か所 (R元年度)	50件
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,198人 (R元年度)	1,800人
ひとり親	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうち就労者数	337人 (R元年度)	

第4章 子どもの貧困対策に関する取組

【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進】

1 子どもの貧困対策の基盤について

- 教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めたすべての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。
- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

2 主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育の保障

保育・幼児教育の場の確保

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。

保育・幼児教育を担う人材の確保

保育士養成施設の学生、潜在保育士及び資格取得者に対し、本市保育施設への就職につながる就職面接会等による取組や、保育者が働きやすい職場環境の構築、保育者のやりがいや職の魅力向上、処遇の改善、宿舍借上げ支援など、「採用」と「定着」の両面の支援により、保育・幼児教育を担う人材の確保を進めます。

保育・幼児教育の質の向上

市内全ての保育・教育施設を対象とした職種や経験年数別等の研修の実施による専門性の向上や、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進等により、保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。

幼児教育・保育の無償化の推進

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、令和元年10月より、0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料の無償化を実施しました。

(2) つながり重視した教育・保育の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修や、園の要録についての理解や扱いに関する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校との円滑な接続を目指します。

(3) 社会を生き抜く力を育む教育の推進

一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上

1人1台端末や指導者用デジタル教科書等のICTを活用した学習、小学校低学年における「読みのスキル」の向上、小学校高学年における一部教科分担制などの取組を推進します。

人権教育の推進

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。

特別支援教育の推進

国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。

社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進

実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域、企業、関係機関等と連携・協働して推進します。

(4) 学校と地域の連携・協働の推進

学校運営協議会の設置推進

地域のニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域・社会が一体となったより良い教育の実現に向けて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置をより一層推進していきます。

地域学校協働活動の推進

学校と地域の橋渡しを担う学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の養成を進めるとともに、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動（放課後等の学習支援、体験活動等）を支援します。

(5) ICT を活用した教育政策の推進

GIGA スクール構想の推進

子どもたちの多様性を尊重しつつ、ICT を活用しながら、学校ならではの協働的な学び合いや、実社会に関わる課題を地域の方々との関わりの中で解決する探求的な学びを大切に、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのないよう、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現を目指します。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】

1 施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。
- 地域の中で困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

2 主な取組

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援

区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に、継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安・負担の軽減を図ります。

妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。

妊婦健康診査事業

母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。

母子訪問指導事業

母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導・訪問指導を行います。

こんにちは赤ちゃん訪問事業

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。

乳幼児健康診査事業等

先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。

(2) 地域における子育て支援

地域子育て支援拠点事業

各区に1か所（サテライト設置区は6か所）ある、妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び・交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。

親と子のつどいの広場事業

主にNPO法人などの市民活動団体の運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。

子育て支援者事業

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。

保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。

地域子育て支援スタッフの育成

地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。

(3) 様々な課題に対応する学校の取組

児童生徒支援体制の充実

いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭の体制を強化するとともに、組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施します。

スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化

多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカーの活用を強化・推進します。また、各校を巡回し、学校のニーズへの適切な対応がより求められるスクールソーシャルワーカーの育成体制を強化し、支援の質の向上・平準化に取り組みます。さらに、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークを構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。

スクールカウンセラーの活用

児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施します。

(4) 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

放課後児童健全育成事業

全ての子どもたちに無償で遊びの場を提供し、留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に、小学校施設を活用して実施する放課後キッズクラブや、地域の理解と協力のもとに民間施設等において留守家庭児童に「生活の場」を提供する放課後児童クラブなど、放課後の居場所づくりを通じて、子どもたちの自主性や社会性を育むとともに、その健全な育成を図ります。

地域における子どもの居場所づくり

子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。

プレイパーク支援事業

木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所であるプレイパークの活動を支援します。

青少年の地域活動拠点づくり事業

思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の青少年の成長を支援するとともに、社会参画に向かう力を養成するため、気軽にかつ安心して集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができ、また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援を行います。地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を図ります。

民生委員・児童委員による見守りや相談活動等

養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行います。

(5) 児童虐待防止対策

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区役所や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。

「こども家庭総合支援拠点」機能の整備

区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭への支援を強化します。

児童相談所の機能強化

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。また、児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、児童相談所等の再整備を進めます。

かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE

子どもや子育て世代からの相談機会を増やすため、横浜市と神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市で「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を共同運用し、神奈川県全域で児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

保育所等での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度に状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入れ体制を整えます。

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】

1 施策の方針

- 養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。
- 学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

2 主な取組

(1) 生活や学びの支援

寄り添い型生活支援事業
養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、食事、歯磨き、掃除などの生活習慣や、宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施します。
放課後学び場事業
家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小学生・中学生を対象に、大学生や地域住民等が中心となり、放課後等に学習支援を実施し、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。
寄り添い型学習支援事業
貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。
地域の居場所における体験や学習機会の充実
子ども食堂等の地域の居場所における食育体験・学習機会の提供やプレイパーク、青少年関連施設等における自然・科学・社会体験など、子どもたちが多様な体験や、様々な世代との交流を通じて、自己肯定感や将来の自立に向けた力を育むことのできる環境の充実を図ります。
困難を抱える生徒への支援事業(ようこそカフェ)
横浜総合高校において、民間団体と連携して校内に生徒の身近な居場所を設け、悩みや課題を抱える生徒への相談支援や、キャリア形成支援を行う「ようこそカフェ」を実施します。
市立定時制高校における「学び直し」による学習支援
市立定時制高校(横浜総合高校・戸塚高校)において、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語・数学・英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施します。

就学援助等対象者への中学校給食による昼食支援

就学援助等対象者への中学校給食による支援について、必要とする生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施します。

(2) 進学支援・就学継続支援

教育支援事業

区的生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。

高等学校奨学金

経済的理由により高校の修学が困難で、学業優秀な生徒に奨学金を支給します。また、市立高校の定時制課程に在学する有職生徒等に対し、教科書購入費を支給します。

就学支援金・学び直し支援金

所得制限を超えない世帯については、就学支援金が認定され、高校等に在学する生徒の授業料に充てられます。また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、学び直し支援金の認定を受ければ、授業料の負担がなくなります。

高等教育の修学支援新制度

学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学等への進学・進級をあきらめることがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度が実施されています。本市は、設立団体として、制度対象校である横浜市立大学の授業料等の減免に係る経費を負担しています。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】

1 施策の方針

- 子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

2 主な取組

(1) 安心して子育てをするための生活の支援

多様な「保育・教育」ニーズへの対応
保育所等での一時保育や乳幼児一時預かりなど、多様な保育・教育の場の確保を通じて、保護者の様々な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、子どもを養育する保護者を支援します。
横浜子育てサポートシステム事業
人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。
産後母子ケア事業
産後の心身ともに不安定になりやすい時期（産後4か月未満）に、家族等から産後の支援を受けられず、また、育児不安が強いなど支援を必要とする方を対象に、助産所・産科医療機関でデイケアやショートステイを実施し、心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また、産後4か月未満の外出が困難な方を対象に、授乳トラブルや母乳育児への不安解消を目的として、訪問型の産後母子ケア事業を実施します。
産前産後ヘルパー派遣事業
家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。
育児支援家庭訪問事業
養育者の育児を支援することが特に必要と認められる家庭や出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、継続的に訪問することで、適切な養育が行われ、児童の健やかな育ちを支援します。
養育支援家庭訪問事業
児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

横浜型児童家庭支援センター

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、区福祉保健センターや児童相談所と連携し、各区で相談支援や短期預かり等を一体的に行います。

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

(2) 経済的支援

児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

就学奨励事業

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施します。小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。

小児医療費助成

子どもが病気やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（年齢により、所得制限や一部負担金あり）。

一時保育事業や放課後健全育成事業等の利用料の減免

一時保育事業や病児・病後児保育事業、放課後健全育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ）等において、低所得世帯等に対する利用料の減免を行うことにより、経済的負担なく事業を利用できる環境を整えます。

(3) 就労や自立に関する支援

生活保護
生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。
被保護者自立支援プログラム事業
区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。 また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。
生活困窮者自立支援事業
区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポット、無料職業紹介事業、就労訓練事業等を活用した就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。

(4) 住宅確保に関する支援

市営住宅申込時の優遇
中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率を一般より優遇します。また子育て世帯に限定した募集区分を設けています。
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業(子育てりぶいん)
子育て世帯の居住の安定を図るため、民間事業者が所有する子育て環境に適した良質な既存賃貸住宅として横浜市が認定した住宅に対し、家賃の一部を助成します。
住宅セーフティネット事業
民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組みます。
住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)
離職や廃業等に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。

【主要施策Ⅳ】子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援

1 施策の方針

- 子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、配偶者との離別や死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足などの様々な要因が影響しています。それらの課題が複合的に絡みあっていることを踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

2 主な取組

(1) ひとり親家庭に対する支援

母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親家庭等自立支援事業)

ひとり親サポートよこはま(母子家庭等就業・自立支援センター)に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。

また、就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行うとともに、離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど就労以外の相談についても、区役所と連携しながら対応します。

自立支援教育訓練給付金事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

職業能力開発のため、介護ヘルパー等の一般教育訓練や、看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。

高等職業訓練促進給付金事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業の場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

日常生活支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化や病気、就職活動などにより一時的に家事・育児等に困っている方に対し、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学校に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、進学への不安や教育費の確保などの悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。

養育費確保支援モデル事業(ひとり親家庭等自立支援事業)
養育費の確保が困難なひとり親家庭に対し、調停申立や公正証書の作成等にかかる費用(収入印紙代や手数料等)の補助や養育費の立て替え払いの補助など、養育費の安定的な確保に向けた支援を実施します。
保育所等や一時預かり事業等の利用料減免
保育所等や一時預かり事業等を経済的負担なく利用できる環境を整えるため、ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等)に対する利用料の減免を行います。
児童扶養手当
ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。
ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭等の子ども及び親等が医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します(所得制限あり)。
母子父子寡婦福祉資金貸付
母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付けます。

(2) 外国につながる子どもへの支援

保育所等における外国につながる子ども・家庭への支援
保育所や幼稚園等における外国人の子どもの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費を助成します。 また、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助します。
ニーズに応じた外国籍等児童生徒への学校への適応支援、日本語指導
児童生徒、保護者のニーズに応じて、日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」における来日初期の集中的な支援や、学校に設置される国際教室、資格を持つ日本語講師、母語のできるボランティアなどにより学校への適応支援や児童生徒への日本語指導を行います。
多文化共生総合相談センター
市内在住外国人等への一般生活に関する相談対応や、国際交流・ボランティア活動・外国人支援などの市民活動についての情報提供等を行います。また、専門的な情報提供が必要であると判断した場合は、適切な専門機関を紹介するなどの対応を行っています。
国際交流ラウンジ
市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。市民活動団体、NPO法人、公益財団法人などにより運営され、多くの市民ボランティアが協力しています。

(3) 不登校児童生徒への支援

ハートフルフレンド家庭訪問
家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生が定期的に家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行います。
ハートフルスペース
週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施します。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。
ハートフルルーム
不登校児童生徒の基本的な生活習慣の確立、基礎学力の獲得、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた支援・相談を行います（原則として、ハートフルスペースへの通室を経てからの入室となります）。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。
アットホームスタディ事業
ひきこもり傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指します。
特別支援教室等を活用した不登校児童生徒への支援
在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を実施します。
フリースクール等の民間教育施設との連携
民間教育施設への委託により、訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪問してオンライン学習教材を活用した学習支援等を実施するとともに、浦舟複合福祉施設を活用した不登校児童生徒への支援を実施します。また、民間教育施設と連携し、協働事業等を実施します。
不登校児童生徒支援コーディネーター
不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進します。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒアリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図ります。

(4) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

里親・ファミリーホーム委託の推進

様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう、里親等の担い手の確保及び育成を行い、委託を進めます。また、里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。

施設等退所後児童に対するアフターケア事業

施設等を退所した児童の孤立を防ぎ、自立につなげていくため、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施するとともに、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。

また、施設退所者等が気軽に立ち寄り、相談したり、情報提供を受けたりできる居場所である「よこはま Port For」を運営し、必要に応じて個別支援につなげていきます。

資格等取得支援事業

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得のための費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行います。

(5) 困難を抱える子ども・若者への支援

青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。

地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。

また、支援につながっていないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、専門相談及びセミナー・相談会を実施します。

若者サポートステーション事業

働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供するとともに、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援や相談支援を行います。

また、就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図るための支援を行うため、学校との連携のもと、定期的に出張相談等を実施します。

よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、それぞれの状況に応じて合宿や農作業等を中心としたプログラムを提供し、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活による生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を実施します。

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制等

- 本市では平成 28 年度から、外部有識者等を含む懇談会形式の「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を設置し、子どもの貧困対策の取組に関する意見交換や、支援者間のネットワークづくりを行ってきました。
- また、子どもの貧困対策は教育、福祉、子育て支援等の幅広い分野に係る総合的な取組が必要であることから、こども青少年局、教育委員会事務局や健康福祉局などの関係区局間の情報や課題の共有等を目的に庁内の連絡会を開催しています。
- 第2期計画の推進にあたっては、上記の会議において事業の実施状況や課題などに関する議論を行い、計画のPDCA サイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めていきます。

2 様々な主体による計画の推進と人材育成

- 子どもの貧困対策は、困難を抱える子どもや家庭に、日常の様々な場面で気づき、見守り、支援につなげていく方や、専門的な支援を担う方など、多くの方が役割分担をしながら支えていく取組です。
- また、行政だけでなく地域の皆様や企業、関係団体など様々な方がそれぞれの立場や視点から主体的に支援に参画していく必要があります。
- そのためには、支援に携わる方が子どもの貧困に関する共通認識を持ち、自身の役割を把握し、必要な地域資源を活用するといった視点から、子どもの貧困に関する感度や支援のスキルを高めていくことが重要です。
- 計画推進にあたっては、上記視点を踏まえた人材育成に取り組み、支援の充実を図ります。

3 国や県などの関係機関との連携

- 計画の推進にあたっては、国や県など関係機関との連携を図っていくことが重要です。
- 国においては、「子どもの貧困対策会議」を中心に、施策の実施状況や対策の効果等を検証するとともに、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、一体となって子どもの貧困対策を推進しています。
- 神奈川県においては、県市町村連絡会議を開催し、地域の実情に応じた取組の働きかけや情報交換等を実施しています。
- 社会全体で子どもの貧困対策を効率的かつ効果的に進めていくため、国や県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、子どもの貧困対策を推進していきます。

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」素案（案）の概要について

1 趣旨

現行の「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」（平成28年度～令和2年度）（以下「第1期計画」という。）の終了に伴い、今年度、「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」（令和3年度～7年度）（以下「計画」という。）を策定します。第2期計画策定にあたって、計画素案の検討状況についてご報告します。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定の時期を令和3年3月から年度途中の9月に変更しているため、計画の実施期間に空白が生じないよう、第2期計画策定までの間は第1期計画の期間を延長しています（令和2年第3回市会定例会にて報告）。

2 計画策定にあたっての基本的な考え方

第1期計画の「基本目標」「施策展開にあたっての基本的な考え方」を継承しつつ、「子どもの貧困対策に関する法律」や関連計画との整合を図り、本市の子どもの貧困対策に資する取組を改めて整理し、今後5か年で取り組む施策について示します。

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------|------------------------------|
| 令和3年6～7月 | ・計画素案公表
・市民意見募集実施 |
| 9月 | ・第3回市会定例会において、原案を説明
・計画策定 |

4 計画素案の概要

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について

(1) 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

(2) 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め、概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

第2章 本市における子どもの貧困の状況について

計画の策定にあたり実施した調査等より、次の課題を把握しました。

(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響

経済的困窮は、生活必需品が買えない等の生活面の格差だけでなく、医療サービスを享受できないことによる健康格差や、精神面でも余裕がなくなる等、様々な影響を与えています。また、経済的基盤の確立には安定した雇用の確保が不可欠ですが、特にひとり親家庭においては、非正規雇用の割合が高く、困窮している世帯が相対的に多くなっています。

(2) 子どもの学力や進学機会の格差

困難を抱える家庭では、家庭環境や保護者の養育力不足等による子どもの生活・学習習慣の欠如や、進学費用等の問題から将来の進路が狭まってしまうといった状況が見られます。

(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下

放課後に一人で過ごす等、孤立しがちな子どもは自分に自信がなく、自己肯定感が低いといった状況が見られており、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあることが指摘されています。

(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

困難を抱えている子どもや家庭の中では、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、本人や家族に自覚がない場合や、地域との関わりや制度の利用を望まない場合があることが指摘されています。

(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

配偶者との離別や死別、虐待、外国籍であることによる言語の不自由さ等、子どもの貧困の背景には子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因があります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

感染症の拡大は、失職や労働時間の減少に伴う収入の減少により、生活必需品が買えないなど、例年以上に苦しい生活を余儀なくされる世帯が増えています。また、家庭の経済状況等に関わらず、子どもの学力や生活習慣、精神状態への影響も見られます。

第3章 本市の子どもの貧困対策

(1) 基本目標

- 未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。
- 子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

(2) 施策展開にあたっての基本的な考え方

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

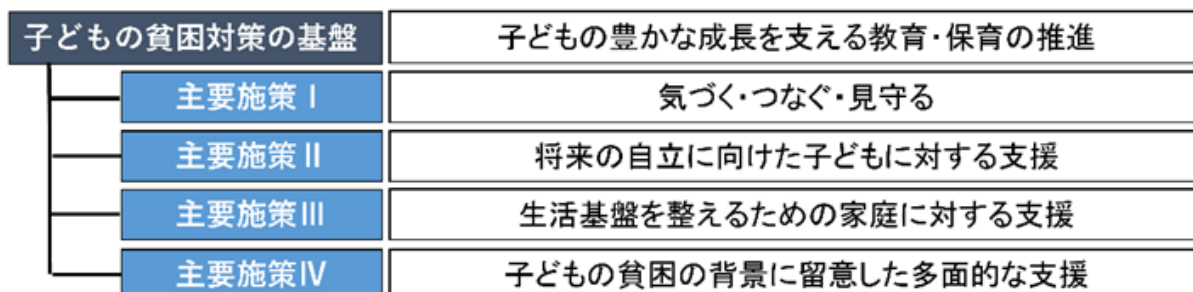
子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

【取組の視点】

- 1 貧困の連鎖を断つ
- 2 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実
- 3 「切れ目のない支援体制」が「届く」仕組みづくり
- 4 社会全体での子どもの貧困対策の推進

(3) 施策の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として捉えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。



(4) 計画の進捗状況の把握

第1期計画や国の「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、妊娠期から青少年期までの子どもの成長段階や、子どもの貧困と関連する様々な要因に関する目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	目標	P (調整中)	
		直近の現状値	目標値 (令和7年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠11週以下での届け出の割合		
未就学期	保育所等待機児童数	16人 (R3年4月)	0人 (毎年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (R2年度)	93.6%
小学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所 (R2年度)	23か所
小・中学生	放課後学び場事業実施校数(中学校)	42校 (H29年度)	94校 (R4年度)
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	75.8% (H29年度)	80%
中学生	高校進学に向けた寄り添い型学習支援事業の受け入れ枠数	1,055人 (R元年度)	1,200人
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業生数/入学者数)	93.5% (R元年度)	
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業生数)	96.1% (R元年度)	
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	15か所 (R元年度)	50件
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,198人 (R元年度)	1,800人
ひとり親	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうち就労者数	337人 (R元年度)	

第4章 子どもの貧困対策に関する取組

子どもの貧困対策の基盤 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進

1 子どもの貧困対策の基盤について

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

2 主な取組

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 乳幼児期の教育・保育の保障 | (3) つながりを重視した教育・保育の推進 |
| ・ 保育・幼児教育の場の確保・人材の確保 | ・ 幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続 |
| ・ 幼児教育・保育の無償化の推進 | (4) 学校と地域の連携・協働の推進 |
| (2) 社会を生き抜く力を育む教育の推進 | ・ 地域学校協働活動の推進 |
| ・ 人権教育、キャリア教育の推進 | (5) ICTを活用した教育政策の推進 |
| ・ 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上 | ・ GIGA スクール構想の推進 |

等

主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る

1 施策の方針

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子どもや家庭に地域の様々な関わりの中でいち早く気づき、関係機関との連携により、早期に支援につなげます。

2 主な取組

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実 | (4) 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所 |
| ・ 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援 | ・ 放課後児童健全育成事業 |
| (2) 地域における子育て支援 | ・ 地域における子どもの居場所づくり |
| ・ 地域子育て支援拠点 | (5) 児童虐待防止対策 |
| ・ 親と子のつどいの広場 | ・ 「こども家庭総合支援拠点」機能の整備 |
| (3) 様々な課題に対応する学校の取組 | ・ 児童相談所の機能強化 |
| ・ 児童生徒支援体制の充実 | |
| ・ スクールソーシャルワーカーの活用促進 | |

主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援

1 施策の方針

養育環境等に課題がある子どもに対する生活・学習支援、経済的支援や地域の多様な体験活動等により、将来の自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。

2 主な取組

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 生活や学びの支援 | (2) 進学支援・就学継続支援 |
| ・ 寄り添い型生活支援事業 | ・ 教育支援事業 |
| ・ 寄り添い型学習支援事業 | ・ 高等学校奨学金 |
| ・ 地域の居場所における体験や学習機会の充実 | ・ 就学支援金・学び直し支援金 |

等

主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援

1 施策の方針

育児に不安や課題等を抱える家庭に対する生活支援や生活基盤の弱い世帯に対する経済的支援、就労支援等により家庭の自立を促進します。

2 主な取組

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 安心して子育てをするための生活の支援 | (3) 就労や自立に関する支援 |
| ・ 一時保育や乳幼児一時預かり等の場の確保 | ・ 生活保護 |
| ・ 育児支援家庭訪問事業 | ・ 生活困窮者自立支援事業 |
| ・ 養育支援家庭訪問事業 | (4) 住宅確保に関する支援 |
| (2) 経済的支援 | ・ 住宅確保給付金 |
| ・ 就学奨励事業 | ・ 住宅セーフティネット事業 |
| ・ 小児医療費助成 | |

主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援

1 施策の方針

配偶者との離別や死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり等、子どもの貧困の背景にある様々な要因を踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

2 主な取組

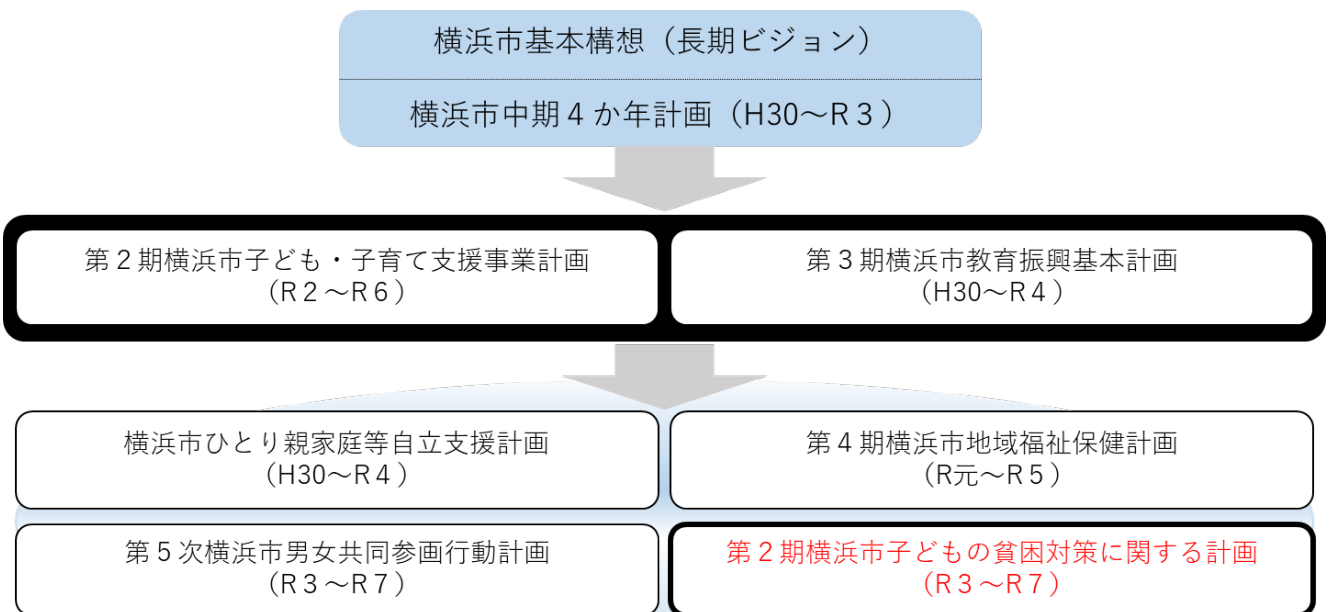
- | | |
|--|--|
| (1) ひとり親家庭に対する支援
・母子家庭等就業・自立支援センター
・児童扶養手当 | (4) 社会的養護を必要とする子どもへの支援
・里親・ファミリーホーム委託の推進
・施設等退所後児童に対するアフターケア事業 |
| (2) 外国につながる子どもへの支援
・ニーズに応じた学校への適応支援、日本語指導 | (5) 困難を抱える子ども・若者への支援
・青少年相談センター
・地域ユースプラザ |
| (3) 不登校児童生徒への支援
・ハートフルスペース
・フリースクール等との連携 | ・若者サポートステーション事業
等 |

第5章 計画の推進体制等について

計画の推進にあたっては、外部有識者等を含む「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」や庁内の連絡会において、各取組の実施状況や課題などに関する議論を行い、取組の見直しや新たな事業の検討等につなげていきます。

<参考 1> 計画の位置づけ及び関連計画

本計画は「子供の貧困対策に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示したものです。



<参考2> 子どもの貧困に関する実態把握のための調査について

令和2年12月から令和3年1月にかけて、本市の子どもの貧困に関する実態を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

【実態把握のための調査概要】

(市民アンケート)

目的	子どもや家庭の生活実態に関する数値的データの把握								
対象	①市内在住の5歳児の保護者 4,000人 ② 〃 小学5年生の子ども及びその保護者 各4,000人(4,000世帯) ③ 〃 中学2年生の子ども及びその保護者 各4,000人(4,000世帯) (住民基本台帳から無作為抽出)								
調査方法	郵送配布・郵送回収								
調査項目	○経済状況 ○生活環境 ○就労状況 ○教育に関すること ○子どもの学校生活や抱えている悩み など <子ども票：28問、保護者票：41問>								
調査期間	令和2年12月17日～令和3年1月8日								
有効回答数	<table border="1"><thead><tr><th>配布数</th><th>有効回答数</th><th>有効回答率</th></tr></thead><tbody><tr><td>20,000</td><td>11,257</td><td>56.3%</td></tr></tbody></table>			配布数	有効回答数	有効回答率	20,000	11,257	56.3%
配布数	有効回答数	有効回答率							
20,000	11,257	56.3%							

(支援者等ヒアリング)

目的	日頃から多くの子どもや家庭への支援に関わっている方へのヒアリングにより、数字には表れにくい子どもや家庭の状況、必要な支援等を把握
対象	区役所(こども家庭支援課・生活支援課)、児童相談所、児童福祉施設、母子家庭等就業・自立支援センター、保育所、小学校、中学校、高等学校、困難を抱える子ども・若者の自立支援事業者、地域における子どもの居場所 など 計33施設・団体等
調査内容	○子どもや家庭の抱える困難・課題 ○関係機関との連携状況・課題 ○支援にあたっての課題 など
調査期間	令和2年12月8日～令和3年1月29日